

安城市多文化共生プラン

多文化が花ひらくまち 安城

～一人ひとりのルーツを認め、つながり、輝く～



2014（平成26）年3月

安城市

はじめに

安城市長 神 谷 学



2013年末現在、安城市には5,390人、人口比で約3%の外国人住民が生活しています。

外国人住民との共生は、隣近所に住んでいる日本人住民をはじめ、地域コミュニティにおいても、また、安城市においてもその必要性が増しています。

特に、地域コミュニティにおいては、外国人住民もコミュニティの構成員として共に暮らせるまちづくりが求められています。

本市はこれまで、定住化が進む外国人住民への生活支援として、市民ボランティアや大学生のご協力の下、日本語教室を開催したり、多言語による生活情報の提供などを行ってまいりました。しかしながら、外国人住民には、教育・医療・防災など多くの生活場面において、言葉の壁や生活習慣・文化の違いなどによって生じるさまざまな問題があります。

このような状況に対応するため、多文化共生社会の実現に向け「安城市多文化共生プラン」を策定しました。

安城市が目指す「多文化が花ひらくまち 安城 ～一人ひとりのルーツを認めつながり、輝く～」社会の実現に向けプランに取り組んでまいります。

皆様におかれましては、本プランの推進にご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員をはじめ、ご協力いただきました多くのみなさまに心からお礼申し上げます。

平成26年3月

目 次

第1章 多文化共生プラン策定の趣旨	1
1－1 プラン策定の趣旨	
1－2 プランの位置づけ	
1－3 計画期間	
第2章 多文化共生の現状と課題	2
2－1 国における多文化共生の現状	
2－2 愛知県における多文化共生の現状	
2－3 安城市における多文化共生の現状	
2－4 安城市における多文化共生の課題	
第3章 多文化共生に対する基本的な考え方.....	8
3－1 多文化共生社会とは	
3－2 多文化共生を進める意義・必要性	
3－3 多文化共生を進める体制	
第4章 多文化共生プランに込めた想い	10
4－1 安城市がめざす多文化共生社会の将来像	
4－2 多文化共生を進めるキーワード	
4－3 基本目標	
4－4 施策体系	
第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策.....	15
5－1 言語・情報に関する安心づくり.....	15
(1) 情報提供	
(2) 日本語学習	

5-2	生活に関する安心づくり	17
(1)	生活全般	
(2)	居住	
(3)	労働	
(4)	医療・保健・福祉	
(5)	防災・防犯・交通安全	
5-3	子育て・教育に関する安心づくり	22
(1)	子育て	
(2)	教育	
5-4	多文化共生の地域づくり	24
(1)	多文化共生の意識づくり	
(2)	外国人住民の社会参画	
第6章	重点プログラム	26
	重点プログラム1 普段着でつきあえる仲間づくり	
	重点プログラム2 災害時に備えた仕組みづくり	
	重点プログラム3 利用しやすい市役所・図書館づくり	
第7章	プランの推進に向けて	32
参考資料		33
1	安城市の多文化共生に関するアンケート結果概要	
2	策定経過	
3	策定委員会等	

第1章 多文化共生プラン策定の趣旨

1-1 プラン策定の趣旨

「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を、未来を担う子どもたちに引き継いでいくために、「一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働」していくことが求められています。

本市では、2010（平成22）年4月に自治体の最高規範である「安城市自治基本条例」を施行し、市民が主役の自治の実現を目指していくことを宣言するとともに、「市民とともに育む」ことをキーワードにまちづくりを進めてきました。

ここで言われている市民とは、「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。」と定義されています。その中には、外国人住民^{※1}も含まれています。

現在、本市には2013（平成25）年末現在5,390人の在留外国人^{※2}が生活しています。今後さらに、本市で生活する市民一人ひとりが、国籍にかかわらず、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を実現していくためには、「多文化共生社会」^{※3}の実現が必要であると考えました。

そこで多文化共生に関する施策・事業を計画的かつ総合的に展開していくため、「安城市多文化共生プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定することにしました。

- ※1 外国人住民とは、日本国籍を有しない住民のみでなく、国際結婚によって生まれた子どもなど外国にルーツ^{※4}を持つ人で、外国籍の方と同様の課題を抱えている住民も含める。
- ※2 在留外国人とは、2012（平成24）年7月9日から新しい在留管理制度の対象となった「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた外国人。
- ※3 多文化共生社会とは、P8参照。
- ※4 ルーツとは、人の民族的・文化的・社会的な起源。生まれた国や場所ということだけではなく、その人が成長する中で育んだり影響を受けてきたものも含める。

1-2 プランの位置づけ

本プランは、本市のまちづくりの最上位計画である総合計画をはじめ、他の関連計画と整合を図るとともに、愛知県が策定する「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」に示す市の役割を果たすために、本市がめざす多文化共生社会の実現に向けての基本的な考え方、具体的な施策及び推進体制などを定め、多文化共生のまちづくりの指針を示すものです。

1-3 計画期間

社会情勢や法令・制度改正の変化がめまぐるしい時代であることから、本プランの計画期間は2014（平成26）年度～2018（平成30）年度として、本市がめざすべき多文化共生社会の実現に向けて、5年間で実施する施策を示します。

第2章 多文化共生の現状と課題

2-1 国における多文化共生の現状

2012（平成24）年末現在、我が国で生活する在留外国人数は約203万8千人（総人口に占める割合1.60%）となっています。

国の多文化共生の大きな流れ



※外国人登録者数とは、外国人登録法に基づいて外国人登録をしていた人の数。

2-2 愛知県における多文化共生の現状

2012（平成 24）年末現在、愛知県で生活する在留外国人数は約 19 万 2 千人（総人口に占める割合 2.59%）となっており、全国で 3 番目に在留外国人数が多い県です。

愛知県の多文化共生の大きな流れ



※ 多文化ソーシャルワーカーとは、外国人県民を支援するために、相談者本人や関係する第三者などに働きかけ、解決に向けて継続的に支援を行う、愛知県が養成・活用している人。

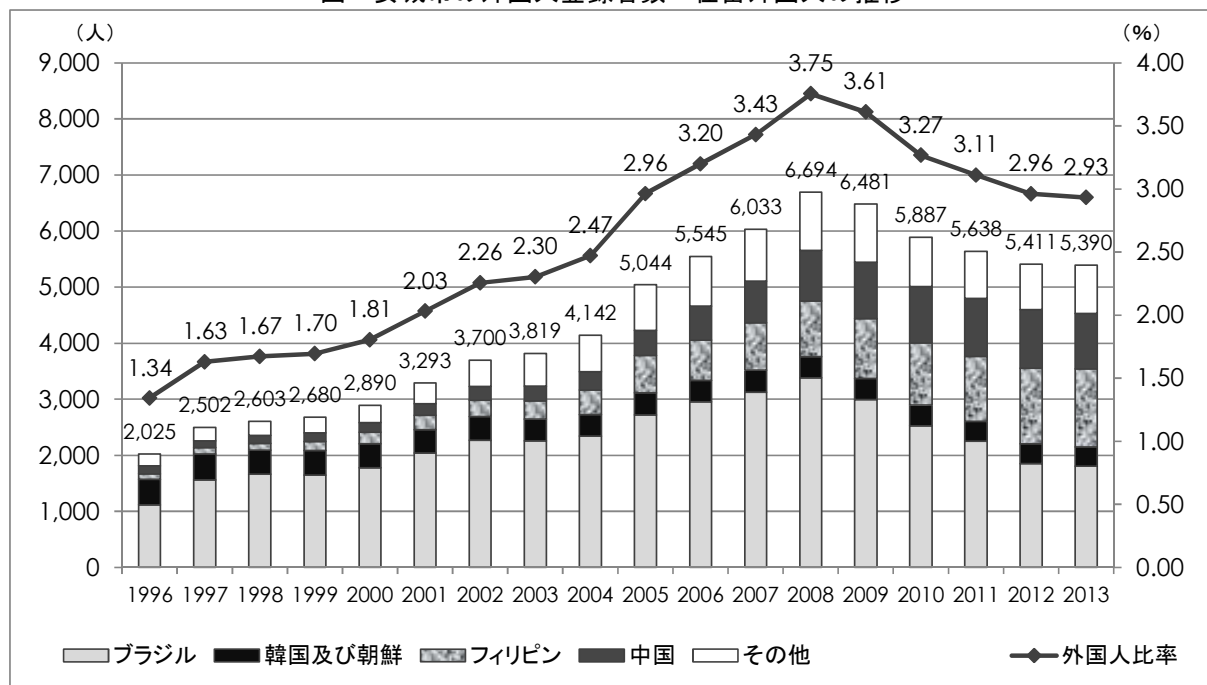
2-3 安城市における多文化共生の現状

(1) 安城市の外国人住民の推移

本市で生活する外国人登録者数*は増加傾向にあり、ピーク時の 2008（平成 20）年には 6,694 人（総人口に占める割合 3.75%）となりました。

2008（平成 20）年秋の世界同時不況や 2011（平成 23）年 3 月に起きた東日本大震災などの影響により、2013（平成 25）年末現在、ピーク時よりも約 1,300 人少ない、5,390 人（総人口に占める割合 2.93%）です。

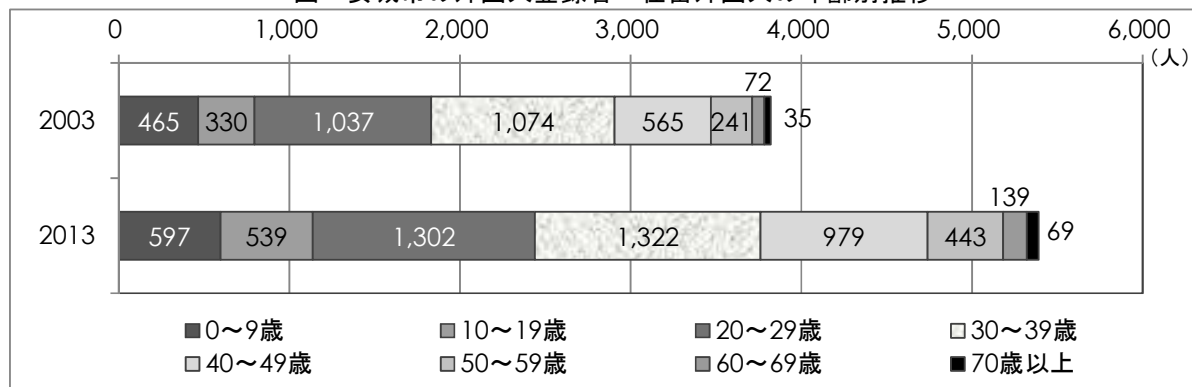
図 安城市の外国人登録者数・在留外国人の推移



資料：市民課（各年末時点）

注）2011（平成 23）年末現在までの数字は外国人登録者数、2012（平成 24）年末以降の数字は在留外国人人数

図 安城市の外国人登録者・在留外国人の年齢別推移



資料：市民課（各年末時点）

注）2011（平成 23）年末現在までの数字は外国人登録者数、2012（平成 24）年末以降の数字は在留外国人人数

(2) 安城市のこれまでの主な取組

本市では、多文化共生に関して、これまで下記のような取り組みを行ってきました。

分 野	内 容
多言語での 情報発信 日本語教育	○申請用紙及び通知文の多言語での案内
	○大人向けの日本語教室の開催
	○子ども向けの日本語教室の開催
利用しやすい 市役所づくり	○市民課、市民協働課へのポルトガル語通訳者の常駐
	○窓口への指さし案内板の設置
	○多言語による庁舎内案内板の設置（ポルトガル語、英語）
	○生活ガイドブックの作成 （ポルトガル語、英語、中国語、タガログ語）
	○Anjo-info*の作成・配布 （ポルトガル語、英語、年4回）
	○市勢要覧（ポルトガル語、英語）の作成
防災・環境など	○地震防災マップの作成（ポルトガル語、英語、中国語）
	○洪水ハザードマップの作成（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語）
	○外国人住民のための防災講座の開催
	○ごみカレンダー、家庭ごみと資源の分け方・出し方 早わかりブック（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、タガログ語）
	○ごみ袋の多言語案内（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、韓国朝鮮語）
学校教育	○各小中学校にポルトガル語・タガログ語の通訳者の巡回
外国人住民の 社会参画	○外国人住民との意見交換会の開催
安城市 国際交流協会	○安城市国際交流協会での各種事業（交流イベント、日本語教室、国際理解講座など）

※ **Anjo-info** とは、外国人住民に生活や制度、規則等に関する情報を発信する多言語（英語及びポルトガル語）の情報誌。

2-4 安城市における多文化共生の課題

社会情勢や外国人住民を取り巻く環境の変化を踏まえ、策定委員会、アンケート調査、ヒアリング調査※¹などの結果を整理すると、本市における多文化共生の課題は以下の9つです。

総合的な課題

言語学習支援・情報提供

言葉の壁によるコミュニケーション不足を解消するため、外国人住民に対する日本語の学習機会の充実や、日本人住民へのやさしい日本語※²の普及が必要です。

また、日本語の理解が十分でない外国人住民のために、行政情報などの翻訳通訳の支援も求められています。

生活ルールなどの学習

生活ルールやマナーに関する知識不足が招くトラブルを解消するため、日本人住民・外国人住民の多文化共生に対する意識の向上、日本人住民と外国人住民がともに生活ルールなどを学べる環境づくりが必要です。

分野別の課題

ライフステージに応じた課題への対応

外国人住民の滞在の長期化・永住化が進んでいる中、課題が生活全般にわたります。また、高齢化も進んでいることから、様々な生活場面、ライフステージに応じた課題への対応が求められています。

災害時・緊急時の対応

日本語の理解が十分でなく、地震など自然災害を経験したことがない外国人住民が多い中、外国人住民に災害時・緊急時に届く情報提供が求められています。

また、外国人住民・日本人住民がともに災害に対応できる知識・能力を高め、支え合って互いの命を守っていく地域づくりを行っていくことが重要です。

子育て・就学・教育支援

子育てや教育など、子どもの成長に関することはとても重要な課題です。特に、制度や習慣が異なる国で育った外国人保護者にとっては知らないことが多く、しっかりした情報提供や相談体制が求められています。

また、外国人住民の子どもやその保護者は日本語の理解が十分でないことが多く、学校での学習支援や、地域における日本語や日本社会に関する学習のサポートが必要となっています。

※¹ 策定委員会、アンケート調査、ヒアリング調査とは、P45 参照。

※² やさしい日本語とは、普段使われている言葉を主に外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。また、やさしい日本語は小さな子どもや高齢者、障害者などにも配慮したコミュニケーション方法の一つである。

意識の課題

多文化共生に関する学習・相互理解

多文化共生のまちづくりを進めていくために、外国人住民と日本人住民、双方の多文化共生に対する理解を高めていくことが求められています。

また、日常的に身近な場所で交流できるような環境づくりが必要です。

外国人住民の社会参画

外国人住民も地域社会の一員として活躍できるような地域づくりが求められています。

外国人住民が参画しやすい環境をつくるとともに、外国人住民同士のネットワークづくりも必要です。

場面別の課題

企業における多文化共生

外国人住民は企業で就労している人が多く、職場は外国人住民と接することができる重要な場面です。企業とともに多文化共生に取り組んでいくことが必要です。

また、外国人住民の就労支援や労働環境を守ることも大切です。

地域における多文化共生

外国人住民の町内会への加入率は低く、町内会について知らない人も多いです。一方で地域活動に参加したいと考えている外国人住民もいます。

生活している地域で、外国人住民と日本人住民とが支え合って暮らしていけるよう、地域とともに多文化共生に取り組んでいくことが必要です。

第3章 多文化共生に対する基本的な考え方

3-1 多文化共生社会とは

私たちが考える「多文化共生」とは、言語や文化、生活習慣及び国籍の違いにかかわらず、

■自分のルーツに誇りを持ち、互いのルーツを認め合い、そして活かし合うこと

■同じ地域で生活していくために、ともに地域での生活ルールを考え、守ること

この2つのことを実現した社会が多文化共生社会であると考えています。

- ◆「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月 総務省）では、多文化共生を『国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと』と定義している。

3-2 多文化共生を進める意義・必要性

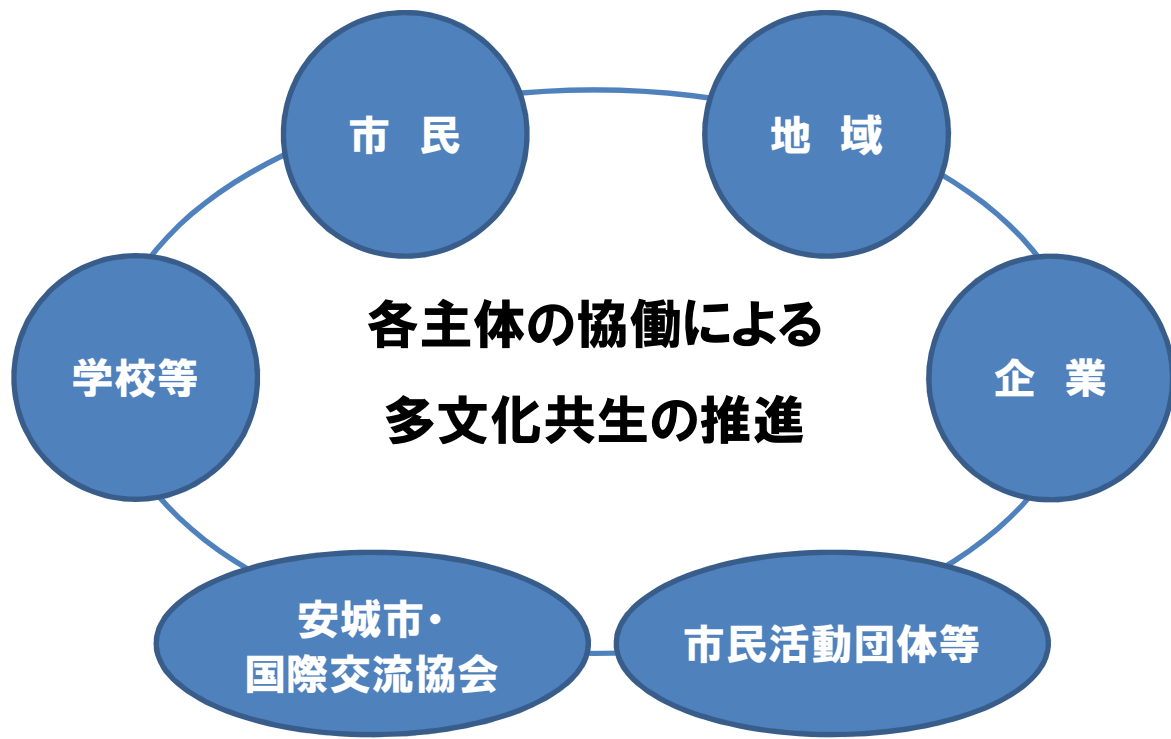
人はだれでも幸せを願い、安心して、自分らしく生活したいと思っているのではないのでしょうか。それは、外国人住民も日本人住民も同じだと思います。

外国人住民の多くは言葉も文化も習慣もわからない場所で不便な思いをしながら生活しています。日本人住民の多くも言葉も文化も習慣も異なる外国人住民への接し方に戸惑っています。また、外国人住民と日本人住民とが出会ったり、交わったりするきっかけが少ないこともあり、ともに「知らない」という理由で不安を抱えている人もいます。

一方、外国人住民も日本人住民も様々な国籍の人と交流したいと考えています。また、多文化共生の実現は、様々な国の言葉や生活習慣・文化などに触れる機会が増え、多様な考え方を学ぶことができます。さらに、地域の担い手として活躍してもらうことにより、地域の活性化につながります。

だれもが安心して暮らせる地域づくり、自分らしく暮らせる地域づくり、活力ある地域づくりのために多文化共生を推進する必要性が高まっています。

3-3 多文化共生を進める体制



外国人住民は、日本人住民と同じように地域で生活を営んでいます。そのため、多くの外国人住民は就労しているとともに、その子どもの多くは日本の保育園や幼稚園、小中学校に通っており、企業や学校等は外国人住民の生活と非常に密接で、外国人住民との重要な接点となっています。

また、現在のまちづくりにおいては、市民活動団体等がその担い手として重要な役割を果たしており、多文化共生に関する専門的な知識と能力をもった団体もあります。

多文化共生を進めていくためには、市役所及び安城市国際交流協会だけではなく、市民、地域、企業、学校等と市民活動団体等、様々な主体がそれぞれの立場を活かした活動に取り組むとともに、連携しながら、協働で進めていくことが必要です。

本プランに記載する取り組みにおいては、市役所及び安城市国際交流協会が行うものが中心ですが、そこには各主体との協働の視点を踏まえてとりまとめています。

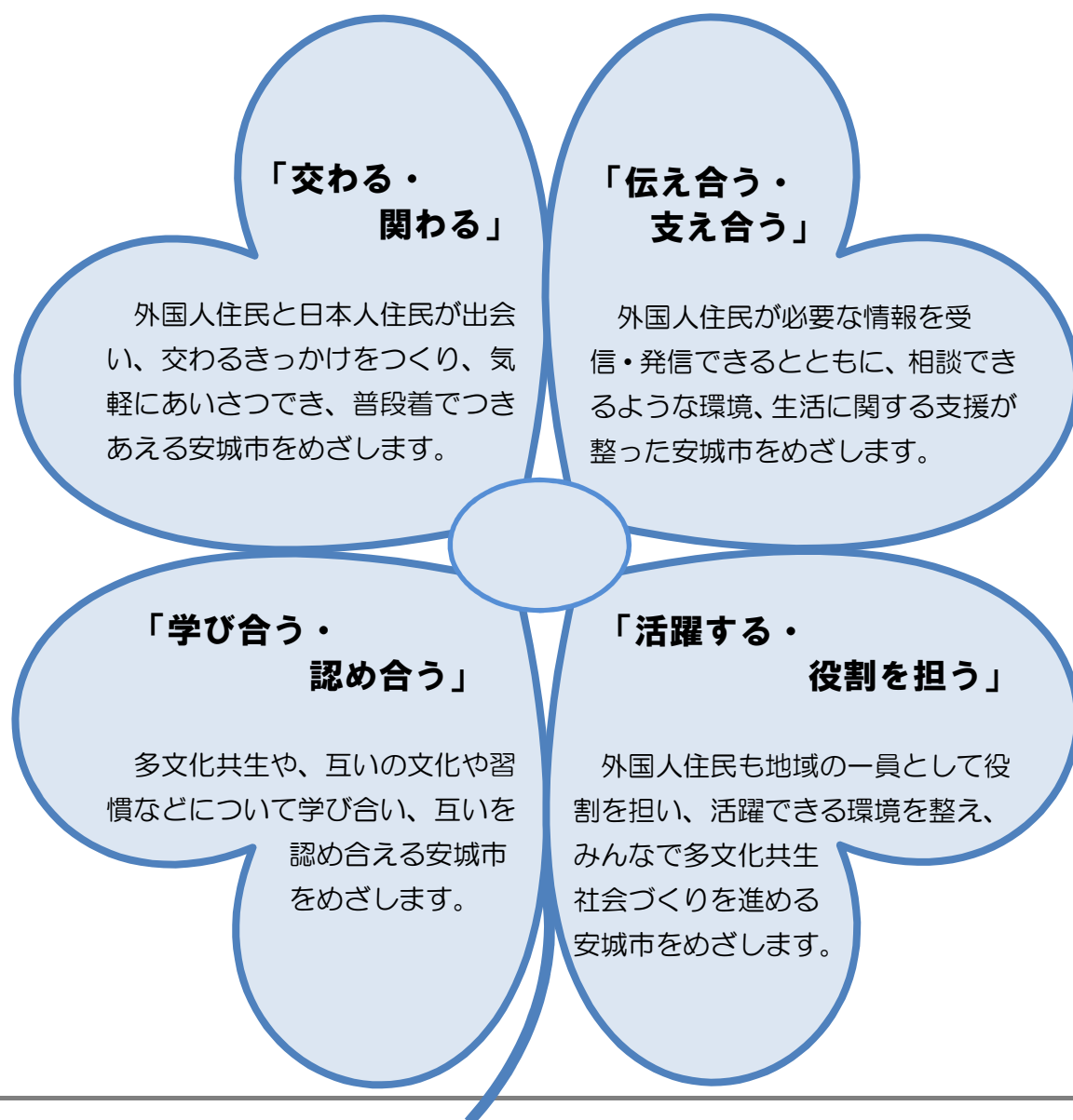
第4章 多文化共生プランに込めた思い

4-1 安城市がめざす多文化共生社会の将来像

多文化が花ひらくまち 安城

～一人ひとりのルーツを認め、つながり、輝く～

4-2 多文化共生を進めるキーワード



4－3 基本目標

本市のめざす将来像を実現するため、多文化共生を進めるキーワードを踏まえながら、次の4つを基本目標とし、これらを施策の柱とした施策・事業を推進します。

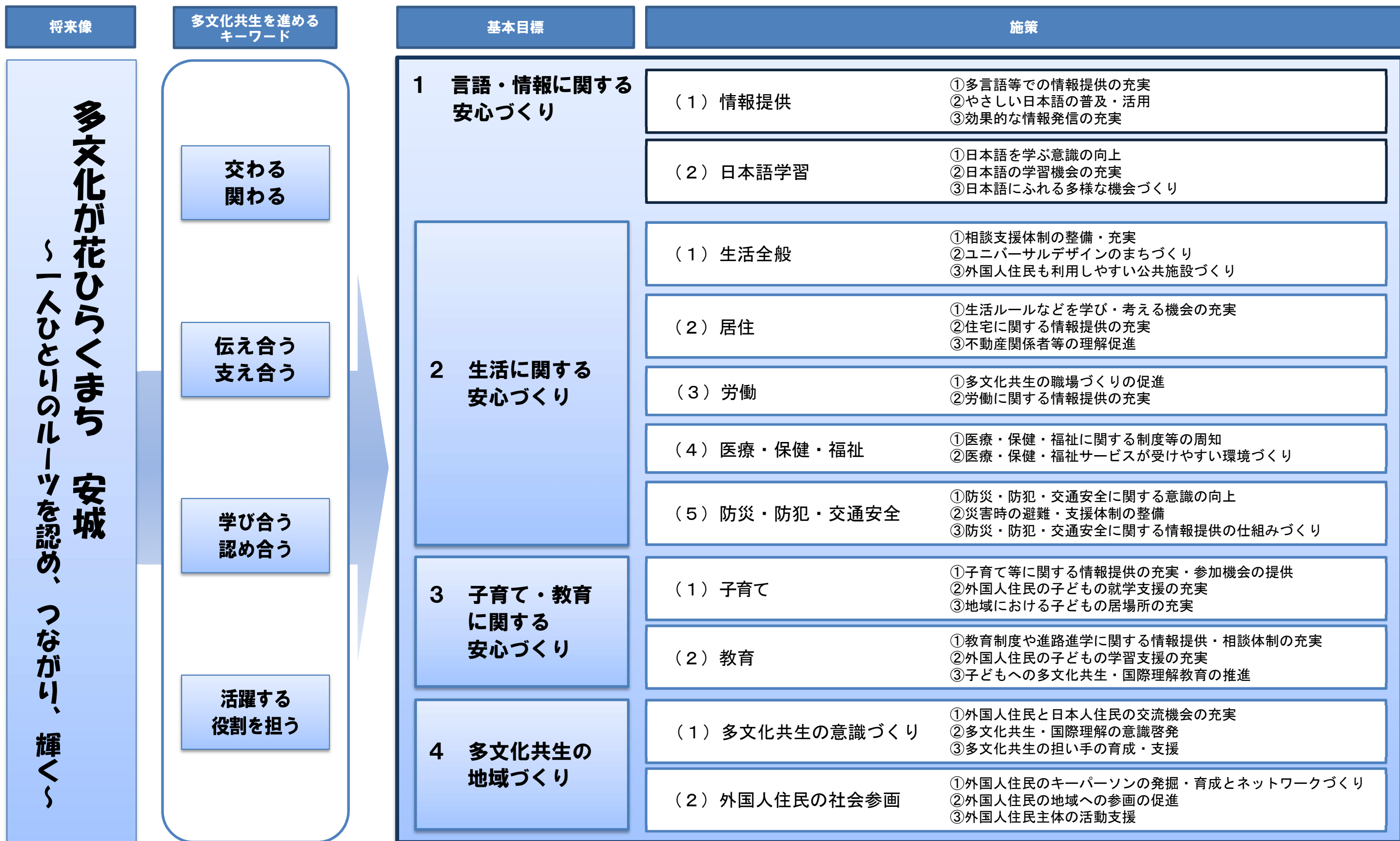
(1) 言語・情報に関する安心づくり

(2) 生活に関する安心づくり

(3) 子育て・教育に関する安心づくり

(4) 多文化共生の地域づくり

4-4 施策体系



第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策

5-1 言語・情報に関する安心づくり

(1) 情報提供



▶ 施策の方向性

文化や生活習慣、制度などの異なる国から来た外国人住民に、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらえるように、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語ややさしい日本語による情報提供の充実とやさしい日本語の普及・活用を図ります。情報媒体が多様化するなかで、外国人住民が情報を入手しやすい手法の充実を図ります。

▶ 個別施策

① 多言語等での情報提供の充実

外国人住民の情報ニーズを把握しながら、外国人住民に対する行政情報の提供の方針を作成します。日本人住民に対して提供されている行政等に関する情報を外国人住民も得られるように、多言語ややさしい日本語を使い分けながら、情報を提供していきます。

② やさしい日本語の普及・活用

日本語が得意でない外国人住民に少しでもわかりやすく情報を提供するため、行政職員や地域・企業へのやさしい日本語の普及に努めるとともに、その活用を促進します。

③ 効果的な情報発信の充実

外国人住民が利用しやすい情報媒体を把握しながら、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）※¹やメール、外国人コミュニティなど多様な情報媒体・ネットワークを活用した、より効果的な情報発信に努めます。

▶ 主な事業・取組

- 外国人住民に対する行政の情報提供の方針づくり
- 行政情報の多言語化とやさしい日本語での提供の充実
- 封筒に記載する文書内容タイトルの多言語化等※²の実施
- やさしい日本語講座の実施
- 効果的な情報媒体等の充実
- 地域や企業、外国人コミュニティ等と連携した情報発信

※1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、登録されたメンバーのみがコミュニケーションできるインターネット上の交流の場。

※2 多言語化等とは、日本語以外の言葉に翻訳するだけでなく、やさしい日本語にすることも含む。

(2) 日本語学習



▶ 施策の方向性

外国人住民が地域に溶け込んで自立した生活を営むために必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ意識の向上に努めます。

また、日本語を学びたい外国人住民のニーズに応じた学習環境の整備と日本語学習支援の質の向上に努めます。さらに、多様な日本語学習機会を提供するため、外国人住民にとってより身近な企業や生活している地域においても、日本語学習機会が提供できるようその環境整備に努めます。

▶ 個別施策

① 日本語を学ぶ意識の向上

日本語教室に通っている外国人住民や地域・企業と連携して、日本語学習の必要性を伝えたり、日本語教室の紹介を行うなど外国人住民の日本語を学ぶ意識の向上を図ります。

② 日本語の学習機会の充実

日本語教室の開催時間帯や場所などについて外国人住民のニーズを把握し、外国人住民が参加しやすい教室の開催とその情報提供に努めます。また、日本語指導員のスキルアップを図るとともに、市民活動団体等の専門家と連携して、日本語教室の質の向上に努めます。

地域や企業において日本語を指導する人材を育成し、その人たちが活躍できる環境を整備するなど、日本語の学習機会を充実します。

③ 日本語にふれる多様な機会づくり

外国人住民が日本語に触れ、実践を通して日本語を学ぶことができるよう、日本人と言葉を交わすことができる多様な機会づくりに努めます。

▶ 主な事業・取組

- 日本語教室の周知
- 地域や企業、外国人住民と連携した日本語教室の周知
- 専門家と連携した日本語教室の充実
- 日本語指導員のスキルアップ研修の充実
- 日本語を指導する人材育成講座の実施
- 企業や地域での日本語教室の開催支援

5-2 生活に関する安心づくり

(1) 生活全般



▶ 施策の方向性

外国人住民の多様な生活相談に対応するため、相談支援体制の整備・充実に努めます。
また、日本語能力が十分でなくても安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり、公共施設づくりに努めます。

▶ 個別施策

① 相談支援体制の整備・充実

職員の多文化共生に関する専門的スキルの向上に努めます。また、外国人住民に専門家を紹介できるよう、専門家とのネットワークの形成を図るなど、多様な相談内容に対応できる相談支援体制の整備・充実に努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

市内の公共施設の看板や施設内の案内板等の表示ルールに基づいて、市が設置する看板・案内板の多言語化等やピクトグラム（記号）の活用にも努め、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

③ 外国人住民も利用しやすい公共施設づくり

来庁、来館した外国人住民に適切な対応が行えるよう、職員のスキルの向上に努めます。また、各課・施設に通訳職員を派遣できるよう、主要言語に対応した通訳職員の充実に努めるとともに、外国人住民も利用しやすい公共施設づくりに努めます。

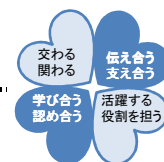
▶ 主な事業・取組

- 外国人住民も利用しやすい相談対応窓口の充実
- 多文化共生に関する専門的スキルを持つ人材（多文化共生マネージャー※¹や多文化ソーシャルワーカーなど）育成
- 専門家とのネットワーク形成
- 市が設置する案内板の多言語化等の推進
- ユニバーサルデザインに関わるサイン計画の調査・研究の実施
- 庁内の指さし案内板の充実
- 多文化共生に関する職員研修の実施
- フィリピン語※²等主要言語の通訳職員の設置
- 「（仮称）図書情報館」での多文化、多言語サービスの推進

※¹ 多文化共生マネージャーとは、外国人住民に関わる諸制度や諸課題について理解しており、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、関係機関・部局等とのコーディネート能力及び企画・立案能力を有するマネージャー的人材。財団法人自治体国際化協会、J I A M（全国市町村国際文化研修所）が共催で行う研修を受講した人。

※² フィリピン語とは、フィリピンで話されている言語の総称。

(2) 居住



▶ 施策の方向性

本市に転入してきた外国人住民が地域生活に円滑に対応できるよう、生活習慣やルールなどの周知に努めます。また、日本人住民と外国人住民がともに地域で暮らしていくための生活習慣やルールなどを考えたり、学んだりする機会づくりに努めます。

外国人住民への住まいに関する情報提供を充実するとともに、不動産関係者等の多文化共生への理解促進に努めます。

▶ 個別施策

① 生活ルールなどを学び・考える機会の充実

生活ガイドブックの充実を図るとともに、地域で生活するうえで必要な生活習慣やルールを知る機会の充実に努めます。また、地域等と連携して、これから地域でともに暮らしていくための生活ルール等を一緒に考え、学ぶ機会の充実に努めます。

② 住宅に関する情報提供の充実

公営住宅の情報や住宅に関する相談窓口の情報などを多言語ややさしい日本語を使い分けながら、提供していきます。

③ 不動産関係者等の理解促進

外国人住民が住まいの確保に困ることがないように、愛知県あんしん賃貸支援事業※を普及するなど、不動産関係者等の多文化共生への理解促進に努めます。

▶ 主な事業・取組

- 多言語版生活ガイドブックの配布
- 多言語版ごみ出しガイドブックの配布
- まちかど講座の普及（ごみ出しなどの生活ルール講座の実施）
- 住宅に関する情報の多言語やさしい日本語での情報提供
- 不動産関係者等への愛知県あんしん賃貸支援事業の普及

※ 愛知県あんしん賃貸支援事業とは、賃貸人と入居希望者の双方の不安を解消するために、高齢者・障害のある人・外国人・小さい子どもがいる世帯等を受け入れる住宅として、愛知県に登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）のことで、あんしん賃貸住宅に関する情報提供や、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより外国人等の入居をサポートする事業。

(3) 労働



▶ 施策の方向性

多文化共生の実現には、外国人労働者の適正な雇用が行われるとともに、日本人労働者と外国人労働者がともに働きやすい環境の整備が重要であるため、企業への外国人労働者の雇用に関する情報の周知に努め、多文化共生の職場づくりを促します。

また、外国人住民が安定した労働を得て、日本や本市の活性化に能力を活かせるように、労働や就労・起業支援に関する情報提供の充実に努めます。

▶ 個別施策

① 多文化共生の職場づくりの促進

外国人労働者の雇用企業に対して、多文化共生に取り組んでいる企業の事例紹介や、労働関係法令や社会保険への加入義務などの各種法令・制度、2008（平成 20）年に東海三県と名古屋市が地元経済団体の協力を得て策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」※の周知に努め、商工会議所などと連携して多文化共生の職場づくりを促進します。

② 労働に関する情報提供の充実

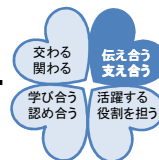
外国人住民の労働に関する課題に対応するため、労働や就労・起業支援に関する相談窓口や講座などの情報を多言語ややさしい日本語で提供するなど、労働に関する情報提供を充実します。

▶ 主な事業・取組

- 多文化共生に取り組んでいる企業の事例紹介
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及・啓発
- 企業への労働関係の法令・制度に対する意識啓発
- 多文化共生に取り組む企業の認証制度の検討
- 労働関係の情報の多言語ややさしい日本語での提供
- 県などが実施する外国人住民向けの相談窓口や職業訓練などの情報提供
- ハローワークが開催している日本語教室の情報提供

※ 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」は、経済界、企業グループ全体において、当地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用や、外国人労働者とその家族の地域社会参画の機会確保、保護者としての責任を果たすことができるような環境整備などに自主的に取り組むことを呼びかける内容となっている。

（４）医療・保健・福祉



▶施策の方向性

外国人住民の医療や社会保障制度に対する理解を深め、外国人住民が適切な医療・保健・福祉サービスを受けられるように、医療・各種制度等の周知に努めます。

また、外国人住民の滞在の長期化・永住化に伴う医療・保健・福祉に関する課題の多様化に対応するため、外国人住民が各種サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

▶個別施策

① 医療・保健・福祉に関する制度等の周知

医療保険制度や介護保険制度、年金制度、社会保障協定※¹などの社会保障制度についての情報を、企業や医療機関などと連携して、多言語ややさしい日本語で提供します。

② 医療・保健・福祉サービスが受けやすい環境づくり

休日夜間急病診療所などの医療に関する情報、健康づくりや健診・予防接種などの保健事業に関する情報、高齢者福祉や障害者福祉、地域福祉事業などの福祉サービスに関する情報を、多言語ややさしい日本語で提供します。

また、保健センター等での健康相談等に通訳職員を派遣したり、あいち医療通訳システムを普及するなど、関係機関と連携を図り、外国人住民が医療・保健・福祉サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

▶主な事業・取組

- 健康保険や介護保険などの社会保障制度と保険加入促進の周知
- 保健事業、福祉サービスなどに関する多言語やさしい日本語での情報提供
- あいち医療通訳システム※²の普及
- 医療機関への「医療機関等外国人対応マニュアル」※³の普及

※¹ **社会保障協定**とは、外国人住民の、①母国と日本の「保険料の二重負担」を防止するために、加入すべき制度を二国間で調整するため、②保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにするために締結している協定。

※² **あいち医療通訳システム**とは、外国人県民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、通訳派遣や電話通訳、翻訳等によって、外国人住民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的とした事業。

※³ **医療機関等外国人対応マニュアル**とは、医療機関などで外国人住民の対応をする場合に役立つように、文化の違いや宗教上の注意点、外国と日本の医療制度の違いや、治療などの際の対応のポイントについて、愛知県がまとめたもの。

(5) 防災・防犯・交通安全



▶ 施策の方向性

外国人住民が、災害や緊急時に少しでも安心して対応でき、日本人住民と一緒に支援者として活躍できるようにするとともに、外国人住民が犯罪や事故にあわないよう、防災・防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ります。

災害時に外国人住民も安心して避難所での生活を送ることができるように、災害時の支援体制を整備します。

また、災害や緊急時に情報が外国人住民に伝わるよう、防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みを構築します。

▶ 個別施策

① 防災・防犯・交通安全に関する意識の向上

防災・防犯・交通安全に関する基本的な情報について、多言語ややさしい日本語で提供を行うとともに、地域や企業などと連携して学習機会を設けるなど、外国人住民の防災・防犯・交通安全に関する意識の向上を図ります。

② 災害時の避難・支援体制の整備

災害時通訳ボランティアの養成に努めます。また、地域や企業、市民活動団体等と連携し、災害時の外国人住民の支援体制を整備するとともに、外国人住民も担い手として活躍できる体制の整備に努めます。

③ 防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みづくり

防災・防犯・交通安全に関する情報について、多言語ややさしい日本語での提供に努めます。

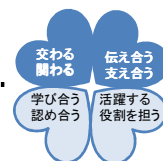
また、災害時に外国人住民に情報を伝えるため、災害対策本部からの情報の翻訳手法や発信手法、市民活動団体等や他自治体等と連携した情報発信など、発災からの経過に合わせた情報発信の仕組みをつくります。

▶ 主な事業・取組

- 多言語版防災ガイドブック・マップの普及
- 警察署や消防署と連携した防災・防犯・交通安全教室や講習会の開催
- まちかど講座の普及（外国人住民への防災・防犯・生活安全に関する講座の実施）
- 各主体との協働による外国人住民が参加しやすい防災訓練の開催支援
- 災害時通訳ボランティアの養成
- 外国人への緊急時の情報提供体制づくり
- 避難所などの案内板の多言語化等

5-3 子育て・教育に関する安心づくり

(1) 子育て



▶ 施策の方向性

妊娠・子育て中の外国人住民の不安を軽減し、日本での子育て・保育等に対する理解を深めるため、子育て等に関する情報提供と事業への参加の促進に努めます。

また、外国人住民の子どもが小学校や中学校に早期に適應できるように、就学前や編入前の子どもに対する就学支援を充実します。

子どもの地域での生活や学習をサポートするため、地域における子どもの居場所の充実に努めます。

▶ 個別施策

① 子育て等に関する情報提供の充実・参加機会の提供

妊娠中・子育て中の外国人住民に対し、本市の母子保健・子育て支援、就学に関する情報を多言語ややさしい日本語で提供します。また、子育て世代の仲間づくりや、子育てに関する日本語の学習機会も兼ねて、子育てサークルなどの子育て支援事業への参加を促します。

② 外国人住民の子どもの就学支援の充実

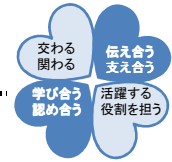
就学前・編入前の外国人住民の子どもが学校生活に円滑に適應できるよう、就学支援を充実します。

③ 地域における子どもの居場所の充実

地域における子どもの居場所の情報について、多言語ややさしい日本語で提供します。また、地域で日本語や日本社会に関する学習のサポートに取り組んでもらえるように、人材養成講座を開催するなど、地域における外国人住民の子どもの居場所の充実に努めます。

▶ 主な事業・取組

- 子育て等に関する多言語ややさしい日本語での情報提供
- まちかど講座の普及（外国人住民への保育・子育てに関する講座の実施）
- 子育て等に関する相談への通訳職員の派遣
- 体験入学の実施
- 地域における学習支援人材の養成



(2) 教育

▶ 施策の方向性

外国人住民の子どもの教育に対する関心や将来の進学や就労に対する意欲を高めるため、また保護者が子どものライフステージに合わせた対応ができるよう、保護者や子どもに対して、教育制度や進路進学に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、外国人住民の子どもの教育の現状課題を踏まえて、学習支援を充実します。

すべての子どもに多文化共生・国際理解に対する意識を育む学習機会を提供します。

▶ 個別施策

① 教育制度や進路進学に関する情報提供・相談体制の充実

外国人住民の子どもやその保護者に対して、日本の教育制度や進路進学に関する学習機会の情報提供や相談体制を充実します。

② 外国人住民の子どもの学習支援の充実

先生に対して外国人住民の子どもの教育に関する学習機会の情報を提供します。また、外国人住民の子どもの教育に携わる先生の意見交換や研究会等を行うことによって、子どもの学習支援を充実します。

③ 子どもへの多文化共生・国際理解教育の推進

子どもの多文化共生・国際理解に対する意識を育むため、小中学校の授業を通した、多文化共生・国際理解の学習機会を提供します。

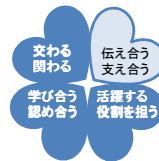
▶ 主な事業・取組

- 外国人住民の子どもやその保護者への教育制度に関する相談活動の充実
- 外国人住民の子どもの教育に携わる先生の意見交換会の開催
- 主要言語の通訳職員の充実
- 日本語適応指導教室※の先生の研修会の充実
- 教育機関における多文化共生・国際理解教育の充実

※ **日本語適応指導教室**とは、日本語の指導が必要な児童生徒に対して、日本の学校生活等への適応指導や日本語指導を行っている。本市では、日本語の指導が必要な児童生徒が10人以上いる場合に日本語指導を行う教員の加配措置を行っている。

5-4 多文化共生の地域づくり

(1) 多文化共生の意識づくり



▶ 施策の方向性

多様な価値観を育みながら互いに認め合える社会をつくとともに、多文化共生・国際理解に対する認識を深めるため、国籍を問わず市民が相互に交流し、多様な文化に触れる機会の充実や意識啓発を図ります。また、子どもからお年寄りまで、多くの市民に日本や本市に対する愛着を育んでもらうために、日本や本市の歴史・文化に触れ、学ぶ機会を充実します。

本市における様々なまちづくりにおいて、多文化共生の視点を踏まえて取り組んでもらうため、まちづくりの担い手や関連する活動について支援します。

▶ 個別施策

① 外国人住民と日本人住民の交流機会の充実

外国人住民と日本人住民が交わり、互いの文化にふれあう機会をつくります。また、外国人住民や日本人住民、地域や市民活動団体等が企画する外国人住民と日本人住民の交流の支援を行うなど、交流機会の充実に努めます。

② 多文化共生・国際理解の意識啓発

国籍にかかわらずだれもが参加しやすい、日本や本市の歴史・文化などに触れ、学ぶ機会をつくります。

また、外国人住民や日本人住民を対象にした多文化共生・国際理解に関する講座や講演会等を開催し意識啓発を図ります。

③ 多文化共生の担い手の育成・支援

まちづくりの担い手に多文化共生の意識をもってまちづくりに取り組んでもらうため、町内会などの地域や市民活動団体等への多文化共生・国際理解に関する講座を開催します。また、町内会などの地域や市民活動団体等の多文化共生に関わる活動を支援します。

▶ 主な事業・取組

- 「多文化交流会」の開催
- 様々な国の言語・文化・料理等を学ぶ講座の実施
- 日本や安城市の歴史・文化に関する講座の実施
- 「広報あんじょう」での多文化共生の意識啓発
- 多文化共生・国際理解に関する講座の実施
- 県が実施する「多文化共生月間」への参加
- 多文化共生に関する意識調査の実施
- まちづくりの担い手に対する多文化共生講座の実施
- 地域レベルでの多文化共生に関する取り組み事例の紹介

(2) 外国人住民の社会参画



▶ 施策の方向性

外国人住民も地域の住民として、市や地域のために活躍できる社会を実現するため、外国人住民のキーパーソンの発掘・育成やネットワークづくりに努めます。

また、多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民も施策の立案・検討やイベントの企画、地域活動に参加できるような仕組みづくりや環境づくりに努めます。

▶ 個別施策

① 外国人住民のキーパーソンの発掘・育成とネットワークづくり

外国人住民同士が意見や情報を交換できる機会や交流できる機会をつくります。また、情報共有や外国人住民が集う場等との連携を通して、外国人住民のキーパーソンの発掘・育成や外国人住民同士のネットワークづくりに努めます。

② 外国人住民の地域への参画の促進

多文化共生のみに関わらず様々な分野について、外国人住民の意見を把握し、まちづくりに反映できる機会を充実します。

本市における各種講座やイベント等の情報が外国人住民にも伝わるよう、多言語ややさしい日本語で提供します。また、地域活動に関する情報の翻訳支援を行うなど、外国人住民の地域等への参画の促進に努めます。

③ 外国人住民主体の活動支援

外国人住民主体で取り組んでいる活動団体等に対して、まちづくりに関する情報を多言語ややさしい日本語で提供したり、関係機関と連携して支援を行います。

また、外国人住民主体の活動やイベントを日本人住民に情報提供するなど、外国人住民主体の活動支援に努めます。

▶ 主な事業・取組

- 外国人住民の交流の場の開設
- 外国人住民のネットワークに関する調査の実施
- 外国人住民の意向把握調査の実施
- 外国人住民会議の開催
- 地域活動などのための翻訳通訳をサポートする仕組みづくり
- 「安城七夕まつり」などイベントへの外国人住民の参加の促進
- 各種講座やイベント等の多言語・やさしい日本語での情報提供の支援
- 外国人住民主体の活動・イベントなどの情報発信の支援

第6章 重点プログラム

重点プログラム1 普段着でつきあえる仲間づくり

▶背景と必要性

本市では、「Anjo-info」を活用して、外国人住民に各種講座やイベントの情報を提供しています。また、外国人住民と日本人住民が相互に交流できる機会として「多文化交流会」を開催しています。しかし、交流会には外国人住民も日本人住民もあまり参加者が得られない状況です。

外国人住民が日本人住民と交流するための主な障害は、日本語が得意でないこと、出会う機会やそのための時間がないことなどが考えられます。日本人住民は、外国人住民に対する理解が十分でなかったり、異なる文化や習慣をもつ外国人住民とどのように交流すればよいかわからない人が多いことが挙げられます。

そのため、外国人住民と日本人住民が日常生活の中で、普段着でつきあえるような仲間づくりを進める必要があります。

▶基本方針

- 外国人住民にとっても、日本人住民にとっても魅力的な交流機会をつくれます。
- 外国人住民と日本人住民が気軽に交流できるような場づくりの支援を行います。
- 生きた日本語を学ぶことができるよう、生活に密着した場づくりを進めます。

▶プログラムの内容

1. 「多文化交流会」などの魅力向上

- ・本市が開催する「多文化交流会」などへの参加者が増えるよう、多文化交流会や各種講座・イベントの魅力を向上させるため、外国人住民にも企画に参加してもらえる意見交換の場をつくれます。

2. やさしい日本語の普及・活用

- ・外国人住民と日本人住民との交流を促進するため、市民や企業、市民活動団体等を対象に、やさしい日本語講座を開催します。
- ・やさしい日本語講座においては、外国人住民と日本人住民との交流イベントを開催するなど、外国人住民と日本人住民の出会いの場につなげます。
- ・本市が行う各種講座やイベント等においては外国人住民が参加しやすいよう、やさしい日本語を活用します。また、情報提供についても多言語ややさしい日本語で行います。

3. 多文化共生の担い手の育成

- ・町内会の代表者や、市民活動団体等、すでにまちづくりの活動に取り組んでいる人たちに、多文化共生の視点を踏まえて活動を進めてもらうように、まちづくりの担い手に対する多文化共生のまちづくりに関する講座を開催します。
- ・地域と外国人住民とをつなぐキーパーソンを発掘・育成します。

- ・外国人住民の自主的な活動が行われるように、交流会などに参加した外国人住民などのネットワークづくりを進めます。

4. 外国人住民が参加しやすい行事の開催支援

- ・多文化共生に関する取り組みを行っている企業や地域、市民活動団体等の先進事例を収集し、「広報あんじょう」や「Anjo-info」、市公式ウェブサイトなどを活用したり、講演会の開催、イベントなどでのブース出展等を通して、情報提供します。
- ・企業や地域、市民活動団体等に対して、現在行われている各種講座やイベントに外国人住民が参加しやすくなるような工夫や、多文化共生に関する取り組みを行う際のアドバイスをを行います。
- ・地域や企業、外国人コミュニティなどと連携した情報提供の仕組みをつくり、みんなで情報を交換できる環境をつくりまします。
- ・多文化共生に関する市民主体の事業に対する支援制度を検討します。

5. 地域活動などの情報発信支援

- ・外国人住民の活動の情報を、「広報あんじょう」や市公式ウェブサイトなどで提供します。
- ・地域活動の情報を外国人住民に伝えるため、地域情報の翻訳通訳を支援する仕組みを検討します。

▶コラム 安城市における取組事例の紹介

■土器田町内会の取組

土器田町内会は全 157 世帯のうち 25 世帯が外国人住民の世帯です。

町内会では毎年夏祭りを開催しています。2012（平成 24）年までは踊りだけでしたが、2013（平成 25）年はみんなが楽しめるようにカラオケ大会の時間を設けました。

夏祭りの前には、外国人住民がカラオケに参加できるように、町内会役員が外国人住民に声をかけて、公民館で歌の練習をしました。

当日、踊りの後、机にオードブルを並べ、食事をしながらカラオケ大会を楽しみました。離れたところから眺めている外国人住民には、町内会役員から声をかけました。

外国人住民も一緒に舞台上で熱唱しました。



■多文化交流会（市民協働課）

外国人住民と日本人住民とが、楽しみながらふれあう機会をつくることを目的に、2013（平成 25）年にはじめました。

1 回目はバーベキューをしました。参加者の国籍はブラジルと日本。19 名が集まりました。

参加者から差し入れもあり、ボサノバの生演奏を楽しみながら、ブラジルの味、日本の味を楽しみました。

2 回目は料理持ち寄りパーティをしました。参加者の国籍はメキシコ、フィリピン、パキスタン、ブラジル、日本。24 名が集まりました。

一人一品ずつ、自国の料理を持ち寄って、どんな料理か、自国ではどんな時に食べるのかなどを紹介しました。

同時に「外国人住民との意見交換会」を開催し、外国人住民の日本・日本人に対する考えや自国・地域の習慣や文化を紹介してもらいました。



重点プログラム2 災害時に備えた仕組みづくり

▶背景と必要性

本市では、多言語版の防災マップの作成や防災フェアにおいて、外国人住民向けのブース出展を行ってきました。

東日本大震災以来、外国人住民の地震などの自然災害に関する認知度は高まり、防災訓練などへの参加意欲も高くなっていました。しかし、震災から時間が経つにつれて、その危機感が薄まりつつあります。改めて、災害に備える意識を高め、町内会で取り組んでいる防災訓練への参加を促していく必要があります。

また、現在、避難所などの運営訓練においては、外国人住民も一緒に避難生活を送ることが十分に想定されていません。いつ地震が起こっても対応できるように、外国人住民と日本人住民相互の、災害時に備えた体制整備が求められています。

さらに、災害時の多言語等での情報提供体制はできておらず、その仕組みをつくる必要があります。

▶基本方針

- 災害時に、外国人住民が対応でき、担い手として活躍できるような取り組みを行います。
- 災害時に、外国人住民が必要以上の不安を抱えることなく、避難し、避難所生活を送ることができるような避難所づくりを進めます。
- 災害時に、外国人住民に情報が届くような仕組みを作ります。

▶プログラムの内容

1. 災害に対する意識の向上

- ・外国人住民が災害時に適切な対応ができるよう、地域や企業などと連携して、災害に関する体験型の学習機会を提供します。
- ・災害時に備えた、保存食、非常用持ち出し袋等に関する情報を提供します。
- ・防災マップを使って、避難経路や避難所などを確認しながらまち歩きをするなど、防災マップの情報が身につくような取り組みを行います。

2. 外国人住民が参加しやすい防災訓練・生活しやすい避難所運営

- ・外国人住民が参加しやすい防災訓練の事例を地域に紹介します。
- ・外国人住民への地域の防災訓練の情報提供を支援します。
- ・地域に対して、避難所などで活用できる支援ツールや配慮すべきこと、やさしい日本語などの研修を行い、災害時の外国人住民への対応を促します。
- ・避難所における、多言語ややさしい日本語での案内表示の設置を促進します。
- ・災害時に避難所での外国人住民の生活をサポートする災害時通訳ボランティアを養成し、防災訓練の際に派遣できる仕組みづくりに努めます。
- ・外国人住民が参加しやすい防災訓練の実施を通して、外国人住民と日本人住民のつながりづくりを進めます。
- ・外国人住民と日本人住民のつながりづくりを進める中で、外国人住民も支援する側として活躍してもらえるよう、キーパーソンの発掘を行います。

3. 外国人住民への災害時の情報伝達の仕組みづくり

- ・災害時に、外国人住民に情報が伝わるように、被災からの時間軸に応じて求められる情報伝達のあり方を、外国人住民や地域、市民活動団体等と一緒に検討します。
- ・大規模災害に備えて、周辺市町村や県域を超えた市町村等との広域的な連携も視野に入れて検討します。

▶コラム 安城市における取組事例の紹介

■総合防災訓練（防災危機管理課）

本市の総合防災訓練でトリアージ訓練を実施し、外国人住民が患者役として参加しました。

患者役には負傷・意識の程度（すりきず、骨折、歩行可能、意識不明など）などが与えられます。

説明書類には難しい日本語が多く、理解はできなかったようですが、係員、検証担当者、病院関係者と外国人住民は、お互いに日本語を工夫しながらコミュニケーションをとっていました。

病院関係者などにとっては、外国人住民が負傷者として搬送される可能性があること、言葉の工夫が必要であることを知る機会になりました。

外国人住民にとっては、災害時にどのような負傷をすることがあるのか、どのように対応をすればよいのかを学ぶ機会になりました。



■株式会社ヒサダの取組

株式会社ヒサダの社宅には、日本人とブラジル人、あわせて43世帯、約100人が入居しています。

緊急時に備えて、防災訓練を行ったところ約40人が参加しました。

内容は、避難や避難状況の確認の仕方の勉強・体験、避難場所の確認、消火体験。

防災危機管理課作成の多言語版避難マップを配布し、情報発信の場にもなりました。

防災訓練後、ブラジル流の朝食をみんなで食べながら、おしゃべりを楽しむ交流会を行いました。



重点プログラム3 利用しやすい市役所・図書館づくり

▶背景と必要性

市役所にはポルトガル語の通訳職員が常駐しており、外国人住民対応を行っています。また、窓口案内表記の多言語化、市民課等の外国人住民が多く利用する窓口における各種手続の訳文作成や指さし案内板の活用等を行っています。外国人住民相談窓口は、毎週火曜日の午前中に開設しており、日本語及びポルトガル語により対応しています。

さらに、どこの窓口に行ってもよいかわからない、欲しい情報が得られないなど、窓口に行く前の段階で困っている場面にも対応できるよう、外国人住民にとっても利用しやすい市役所とすることが求められています。

本市では、「(仮称)図書情報館」の建設計画が進んでおり(2017(平成29)年供用開始予定)、新しい施設における多文化共生に関する積極的な取り組みも予定されています。

▶基本的な視点

- 外国人住民も不便を感じることなく市役所や図書館を利用できるようにします。
- 外国人住民も情報を正確かつ容易に得ることができるようにします。
- 外国人住民も必要な用件を円滑に済ませることができるようにします。

▶プログラムの内容

1. すべての職員によるわかりやすい外国人住民対応

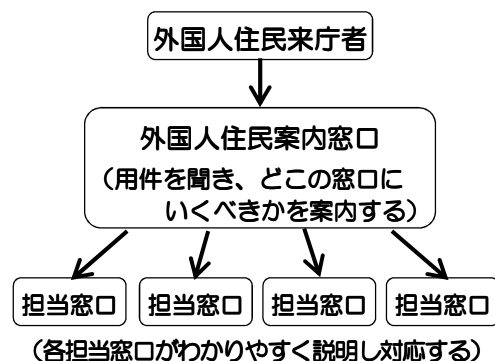
- ・外国語を話すことができない職員でも、やさしい日本語を使い、外国人住民とのコミュニケーションに努めます。
- ・法令や制度の説明など、正確な情報の伝達が必要な場合には通訳職員を通じて行うとともに、基本的な窓口会話については各窓口のマニュアル等を準備するなどの対応を行います。

2. やさしい日本語を使った市民向け文書の作成

- ・外国人住民にも届けられる市民向け文書については、できる限りやさしい日本語とします。
- ・法令に基づく用語など、やさしい日本語にすることが困難な文書等については、ポイントのみをやさしい日本語にしたり、多言語に翻訳します。

3. 外国人住民向け案内窓口の設定

- ・外国人住民が市役所に来た時に困らないように、外国人住民案内窓口を設けます。そして、外国人住民に周知します。
- ・外国人住民案内窓口では、外国人住民の用件に応じて、窓口を案内します。
- ・外国人住民案内窓口には、多言語に翻訳された施設案内図などを設置します。

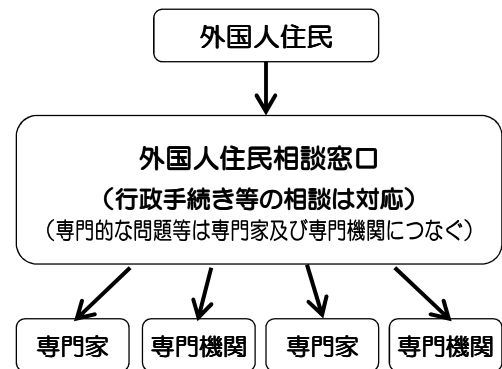


4. 外国人住民にもわかりやすい案内表示づくり

- ・市役所や周辺の案内表示では、多言語表記とともに、文字や言語に頼らない表記を導入します。文字・ピクトグラム(記号)などとともに、色による識別も活用します。

5. 外国人住民相談体制の充実

- 外国人住民相談については、現在は市役所職員が対応していますが、行政手続き以外の仕事や生活等の相談については、対応が難しくなっています。外国人住民の相談に対応するため、外部専門家とのネットワークを構築し、各分野の適任の専門機関を紹介し、つなぐ仕組みを強化します。



6. 「(仮称) 図書館」における多文化共生の取組

- 現在の中央図書館には約 46 万冊の図書がありますが、その大部分が日本語の図書であり、外国語の図書は約 1,800 冊に過ぎず、そのほとんどが英語の図書です。
- 新たに整備する「(仮称) 図書館」では、多くの外国人住民の方にも利用していただくため、新たに「多文化・多言語利用支援サービス」を位置づけ、英語のほか、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、韓国朝鮮語などの図書・新聞・雑誌の充実を図ります。
- 日本人住民が外国の文化や生活習慣、外国語を習得する図書の他、外国人住民が日本の文化や生活習慣、日本語を習得するのに役立つ図書も充実します。

取組の留意点：プロセス重視による取組

- 上記の取り組みは職員が外国人住民と接する中で、必要性を実感した上で取り組むことが重要です。案内表示や案内窓口の設置、文書をやさしい日本語にするなど、制度や仕組みだけを整えても不十分であり、職員の取り組みと一体化させることが利用しやすさにつながります。
- 利用者意見を踏まえながら、職員が自ら考えて取り組むなど、そのプロセスを重視することとします。

▶コラム 安城市における取組事例の紹介

■わかりやすい案内板

市役所では、課名や窓口でできる主な内容を示す案内板を多言語化したり、番号を使って窓口を案内するなど、わかりやすい案内板の設置に取り組んでいます。

現在、対応できていない案内板も順次対応していきます。



■わかりやすいお知らせ方法（健康推進課）

健康推進課では、予防接種や検診のお知らせを送る際、内容のタイトルを多言語化したり、ローマ字でルビをふって、封筒に印字しています。

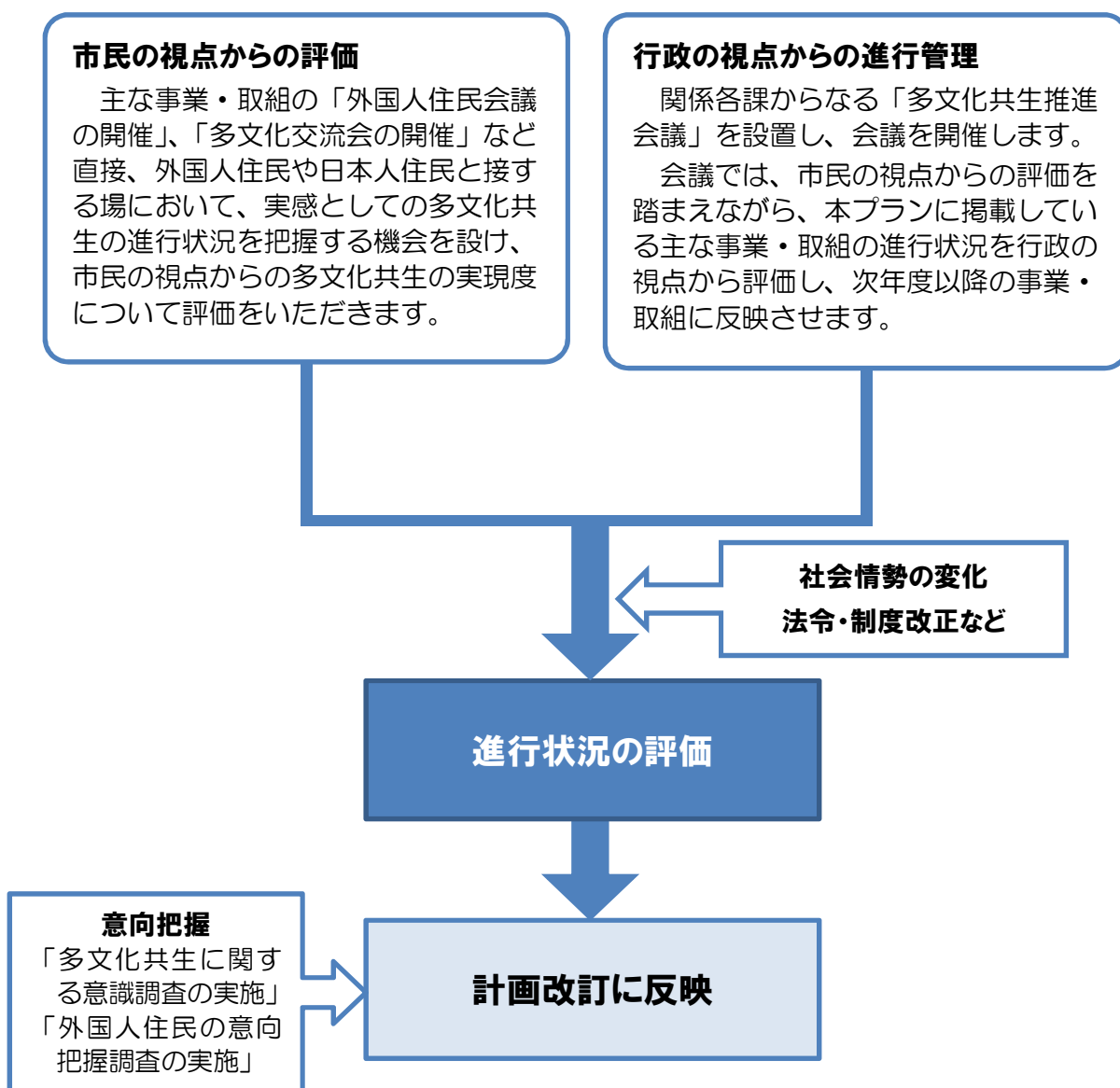
その他、書類の色を内容によって変えるなどわかりやすいお知らせ方法に取り組んでいます。



第7章 プランの推進に向けて

多文化共生を進めていくためには、行政だけではなく、市民、企業、市民活動団体等、様々な主体との連携が重要となります。

そのため、以下のように、市民の視点、行政の視点、それぞれにおける進行管理を行い、社会情勢の変化や法令・制度改正の状況などを踏まえて、本プラン全体の進行状況の評価・見直しを行います。



参考資料

1 安城市の多文化共生に関するアンケート結果概要

(1) 調査の目的

本プランを策定するにあたって、地域における外国人住民の生活状況や、多文化共生に対する市民の考えをお聞きするために実施しました。

(2) 調査の概要

本調査は、①2011（平成 23）年 11 月 1 日現在、本市に外国人登録をしている 16 歳以上の男女の中から無作為に抽出した 500 名を対象とした調査（外国人住民調査）と、②2011（平成 23）年 11 月 1 日現在、本市に住民登録している 16 歳以上の男女の中から無作為に抽出した 2,000 名を対象とした調査（日本人住民調査）の 2 種類の調査を実施しました。

表 1-1 外国人住民調査の配布・回収結果

調 査 対 象	本市に外国人登録をしている 16 歳以上の男女
抽 出 方 法	無作為抽出
調 査 方 法	行政連絡員による配布と郵送による回収
調 査 時 期	2011（平成 23）年 12 月
配 布 数	500 票
回 収 数	148 票
回 収 率	29.6%
無 効 票 数	0 票（無回答）
有効配布数	473 票（住所不定等で未着の 27 票を除く）
有効回収数	148 票
有効回収率	31.3%

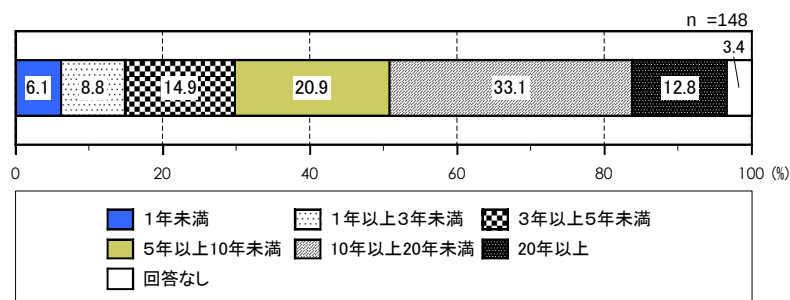
表 1-2 日本人住民調査の配布・回収結果

調 査 対 象	本市に住民登録している 16 歳以上の男女
抽 出 方 法	無作為抽出
調 査 方 法	行政連絡員による配布と郵送による回収
調 査 時 期	2011（平成 23）年 12 月
配 布 数	2,000 票
回 収 数	1,137 票
回 収 率	56.9%
無 効 票 数	3 票（無回答）
有効配布数	1,990 票（住所不定等で未着の 10 票を除く）
有効回収数	1,134 票
有効回収率	57.0%

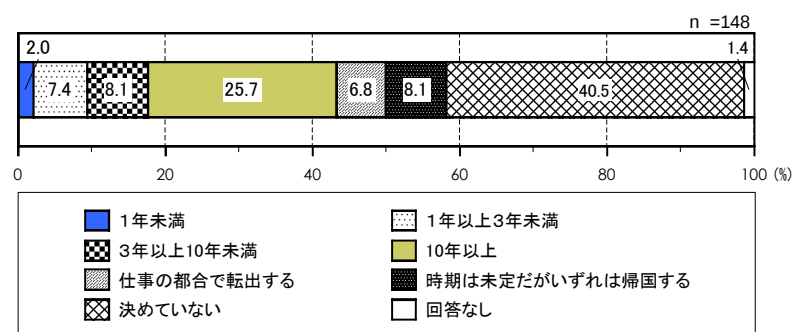
(3) 調査結果【抜粋】

■外国人住民の日本での居住年数と本市での今後の居住予定

▼日本での居住年数【外国人住民調査】

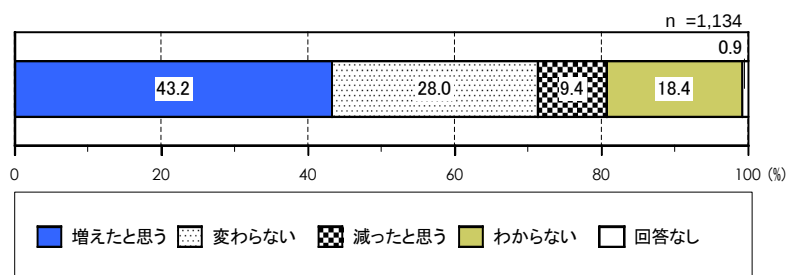


▼本市での今後の居住予定【外国人住民調査】

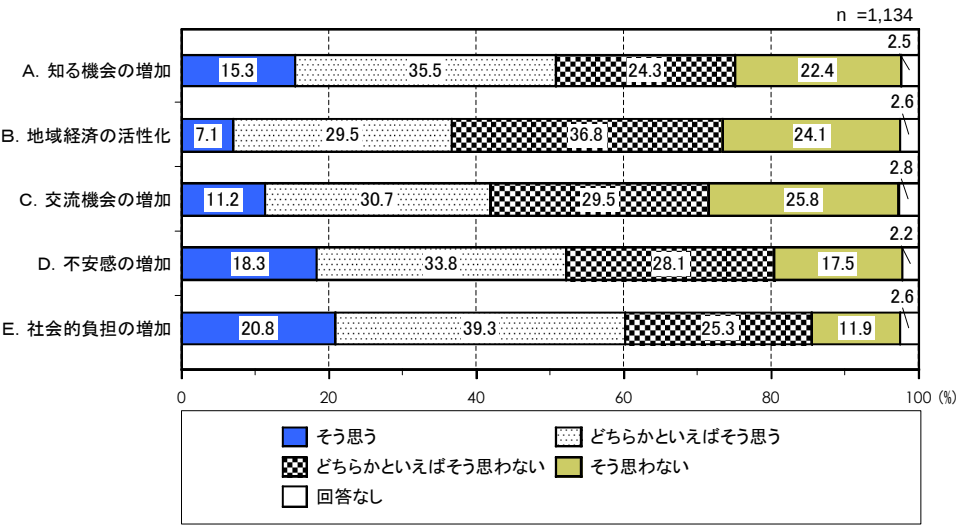


■日本人住民の外国人住民に対する印象

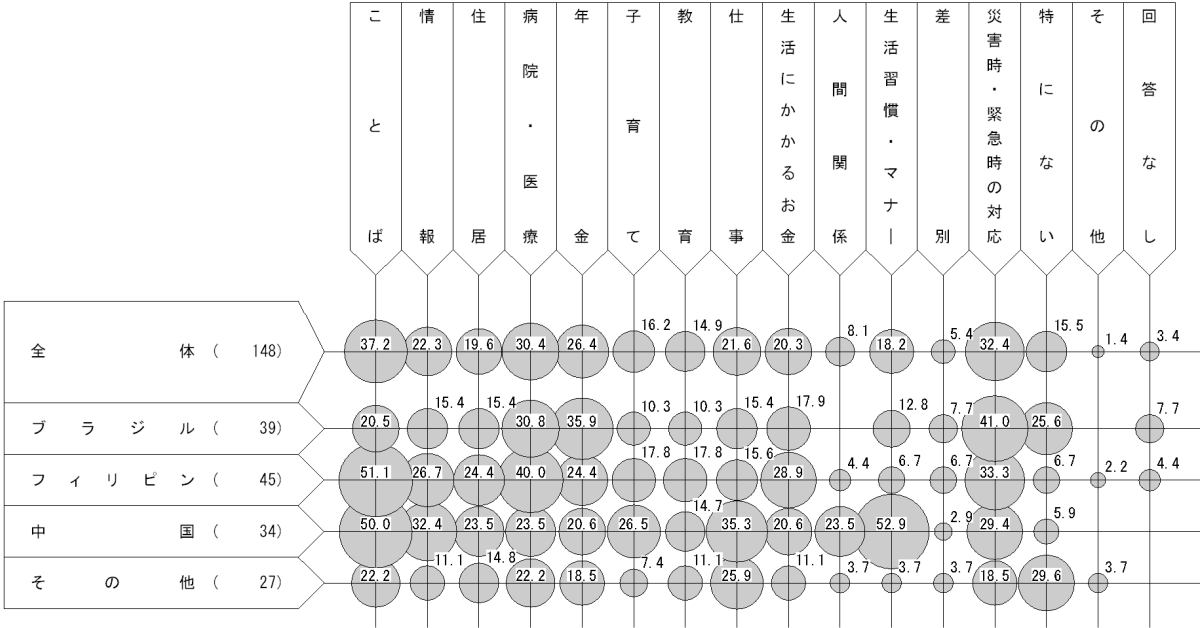
▼外国人住民の印象【日本人住民調査】



▼外国人住民による影響【日本人住民調査】

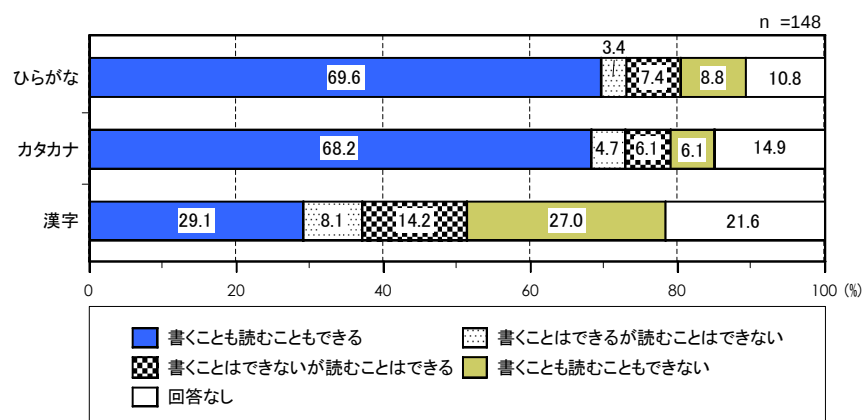


▼日常の生活で相談したいこと【外国人住民調査】

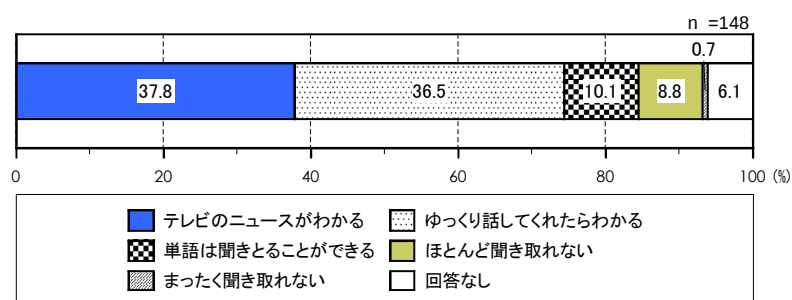


日本語の能力

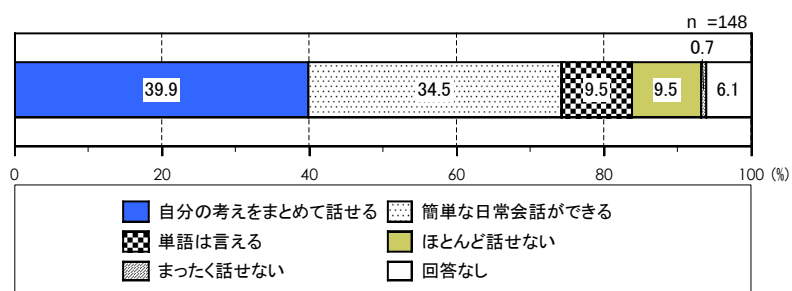
▼日本語の読み書き能力【外国人住民調査】



▼日本語の聞き取り能力【外国人住民調査】

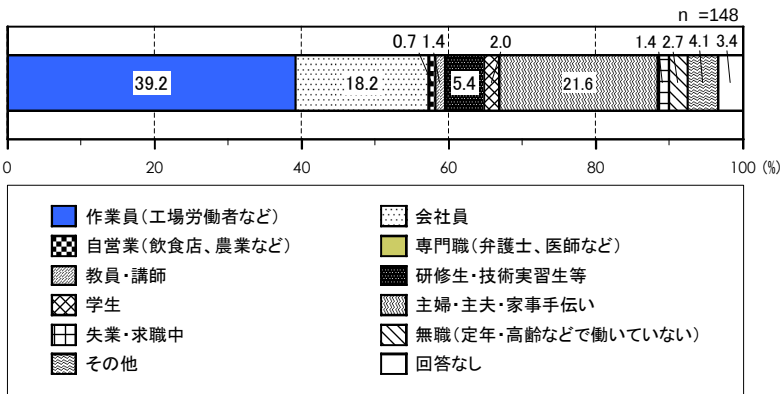


▼日本語の会話能力【外国人住民調査】

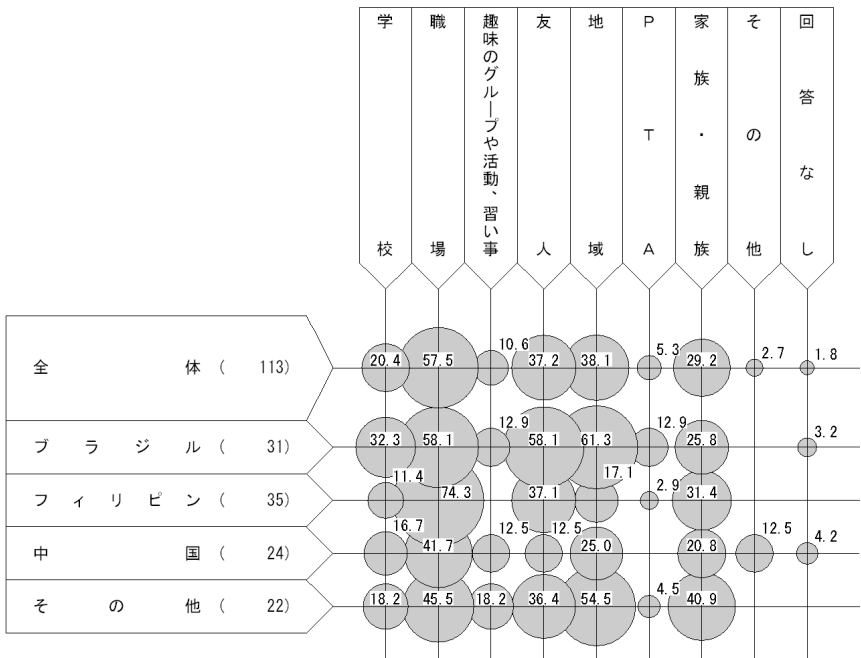


■職業・職場

▼職業【外国人住民調査】

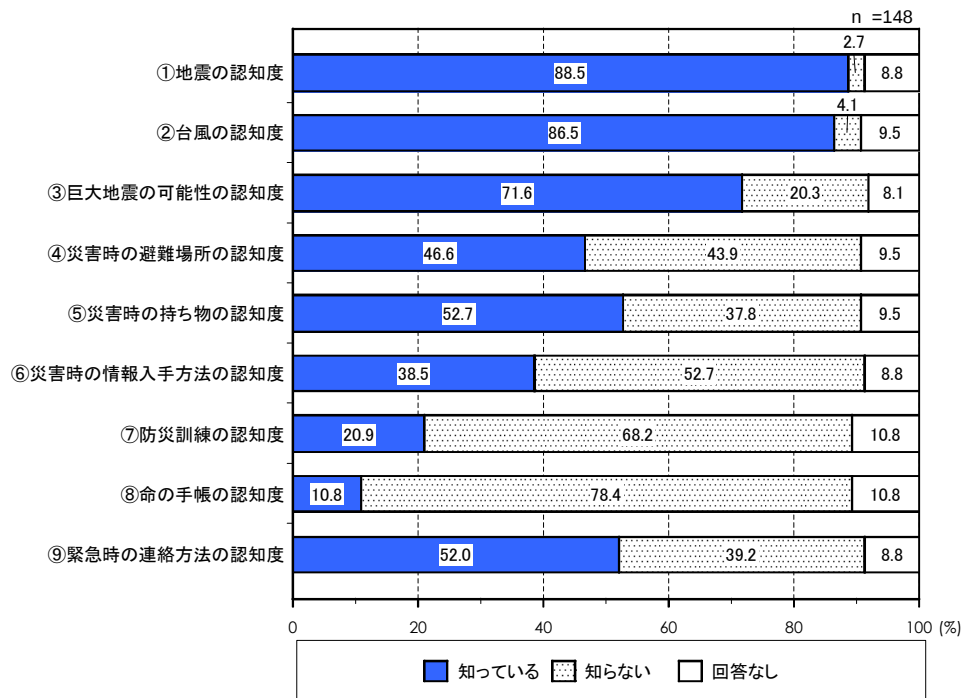


▼日本人との交流場面【外国人住民調査】

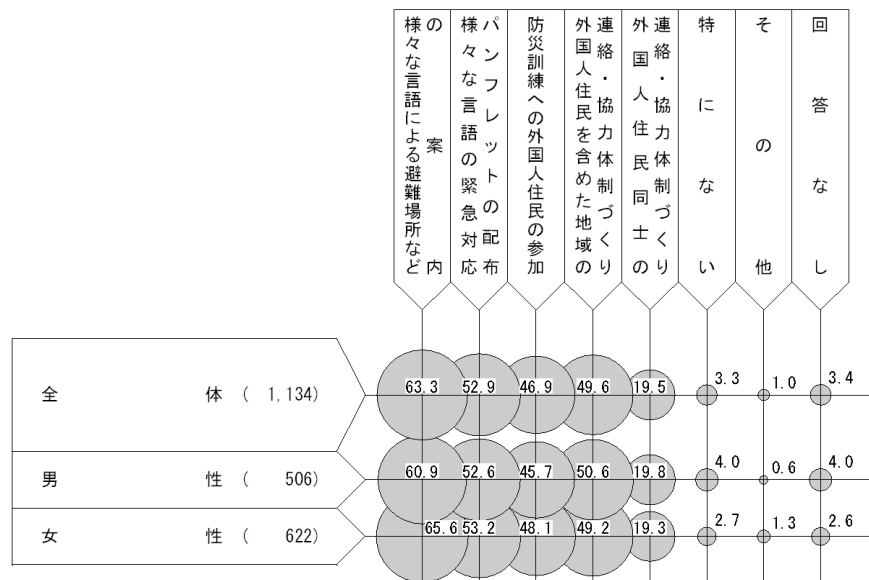


■災害時・緊急時に関すること

▼災害時・緊急時に関することについての認知度【外国人住民調査】

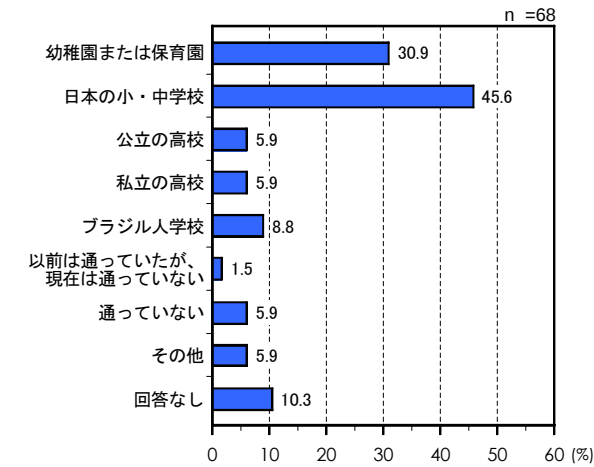


▼災害時・緊急時に外国人住民と協力するために必要なこと【日本人住民調査】

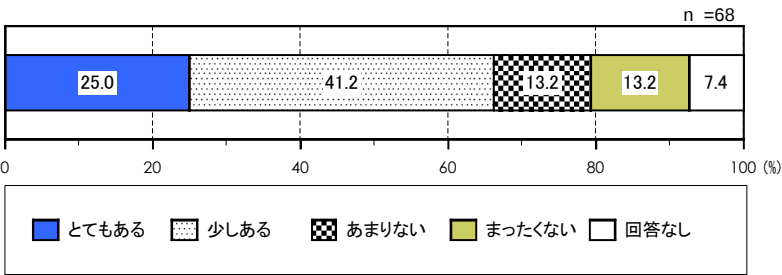


外国人住民の子ども・子育て・教育

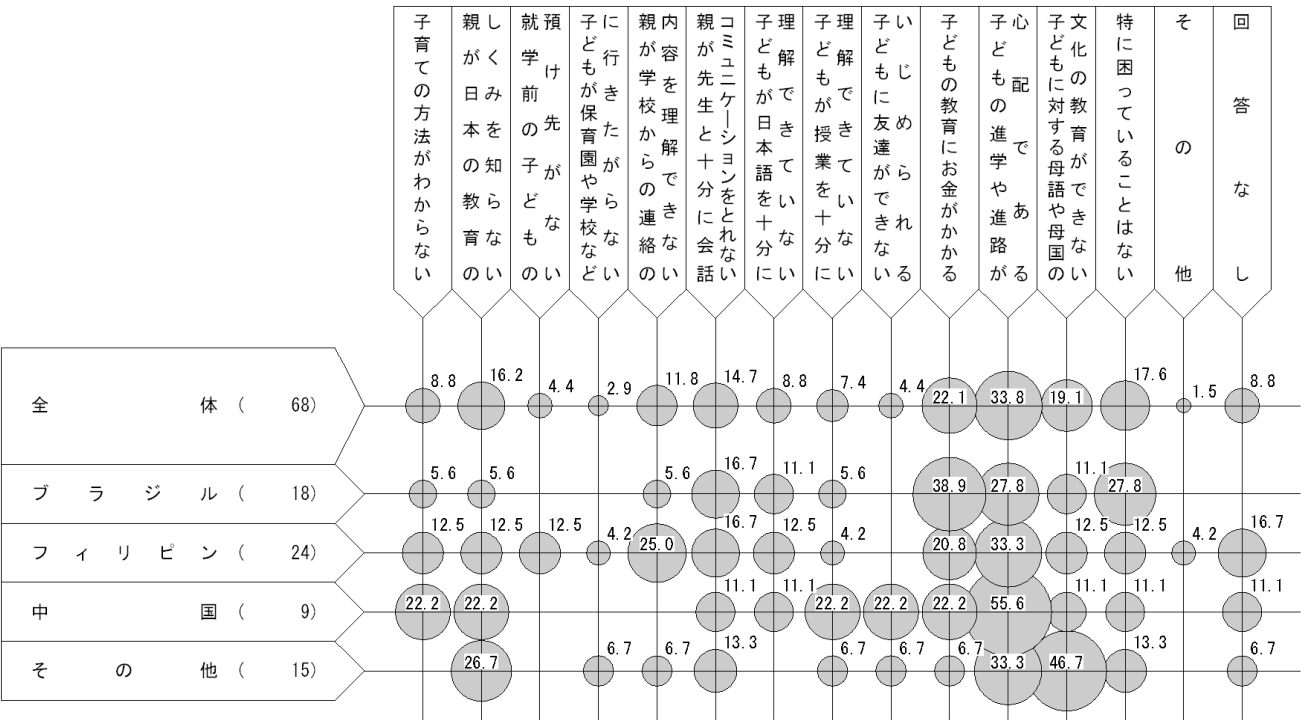
▼子どもの通学している学校【外国人住民調査】



▼子育てに対する不安・悩みの有無【外国人住民調査】

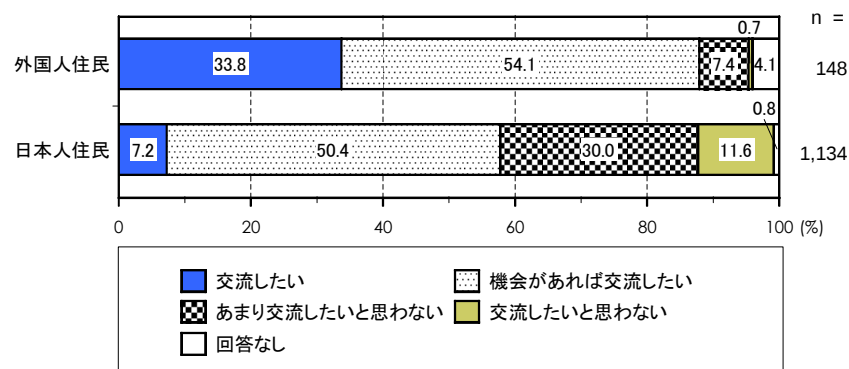


▼子育てや教育に対する不安・悩みの内容【外国人住民調査】

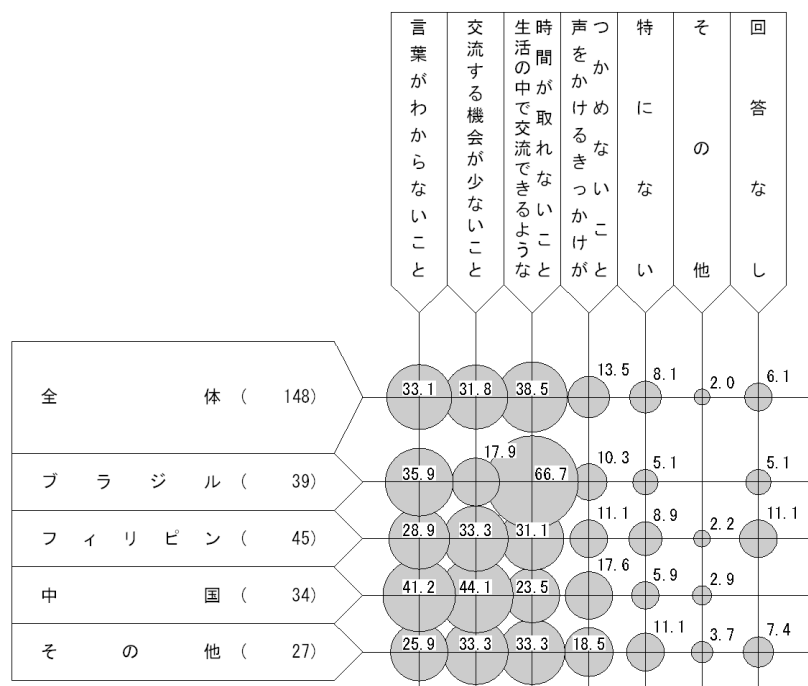


■外国人住民と日本人住民の交流

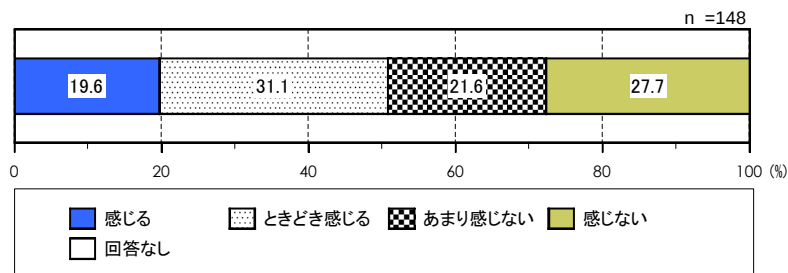
▼様々な国籍の人との交流意向【外国人住民調査、日本人住民調査】



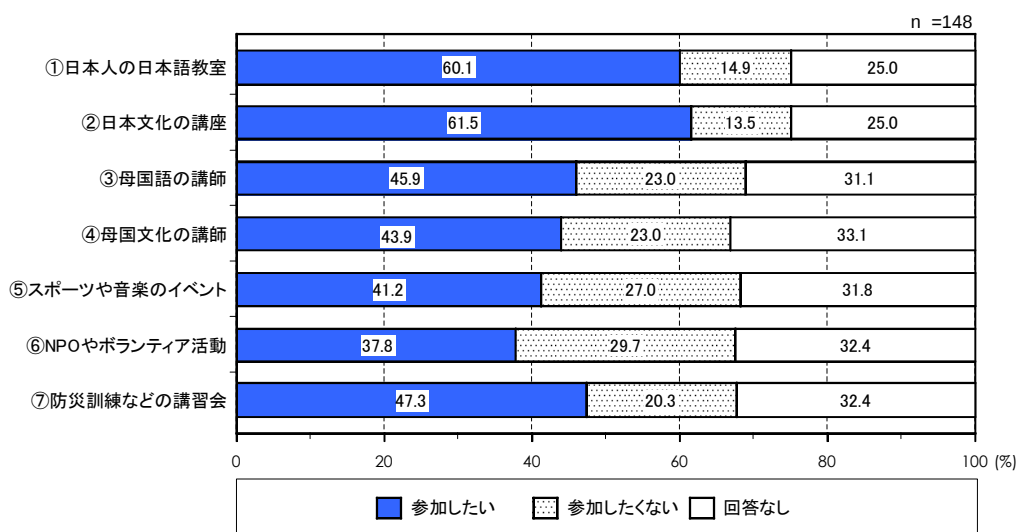
▼交流の際に障害になること【外国人住民調査】



▼差別の実感の有無【外国人住民調査】

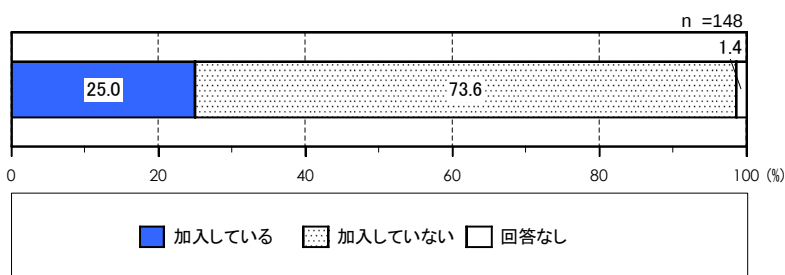


▼参加したい交流の機会【外国人住民調査】

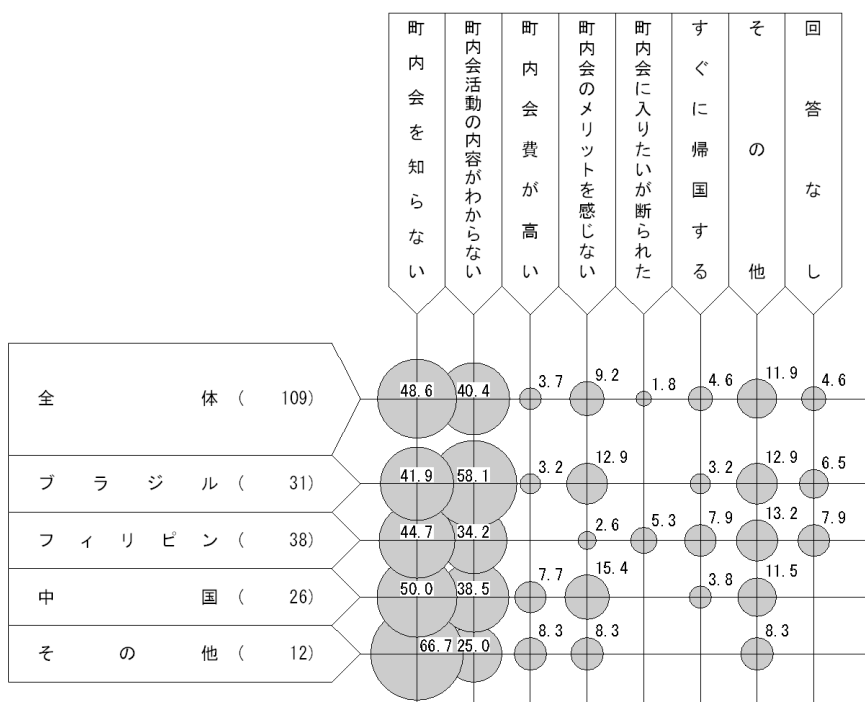


■外国人住民の地域での生活

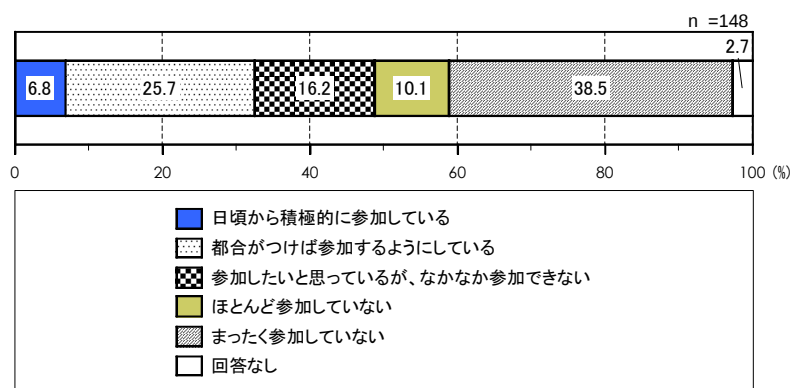
▼町内会への加入状況【外国人住民調査】



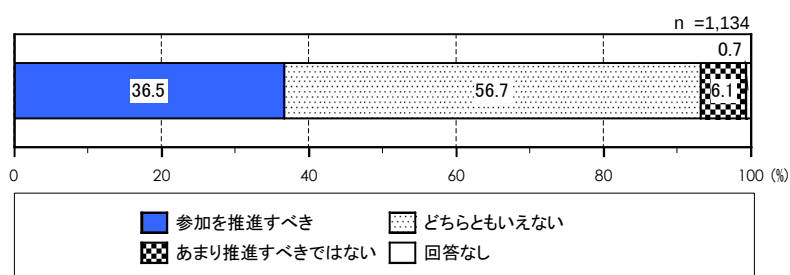
▼町内会に加入していない理由【外国人住民調査】



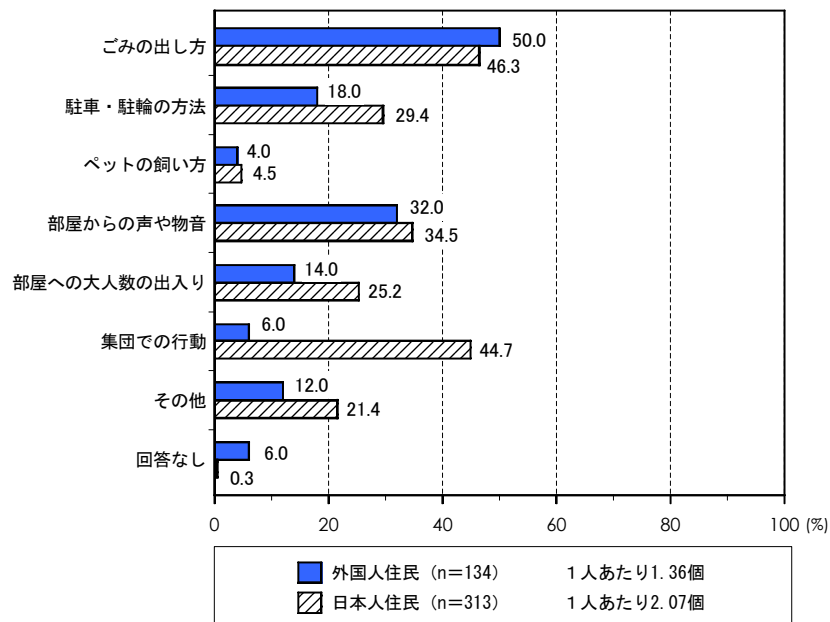
▼地域活動への参加状況【外国人住民調査】



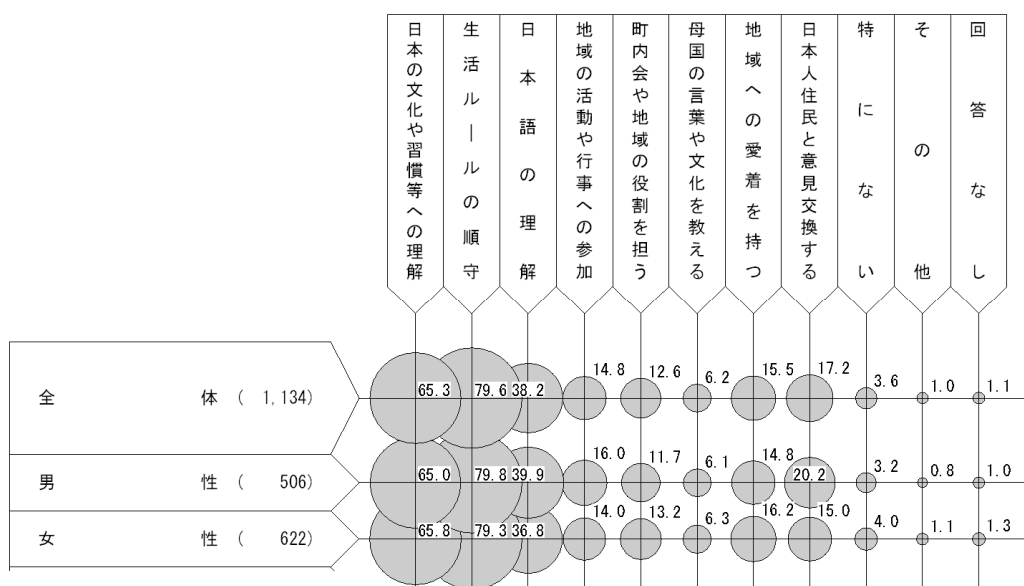
▼外国人住民の地域活動への参加に対する考え【日本人住民調査】



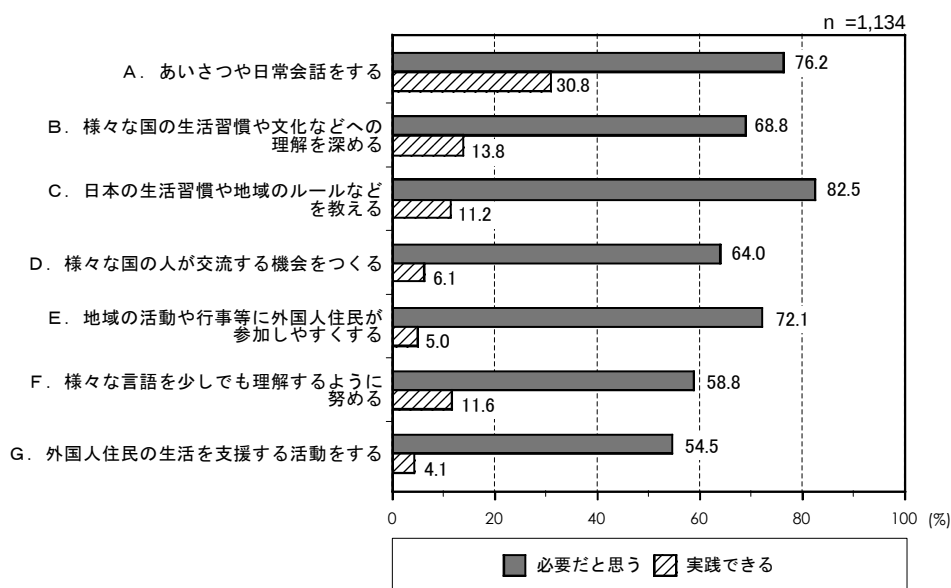
▼外国人住民について困っている内容【外国人住民調査、日本人住民調査】



▼地域生活する上で外国人住民に努力して欲しいこと【日本人住民調査】

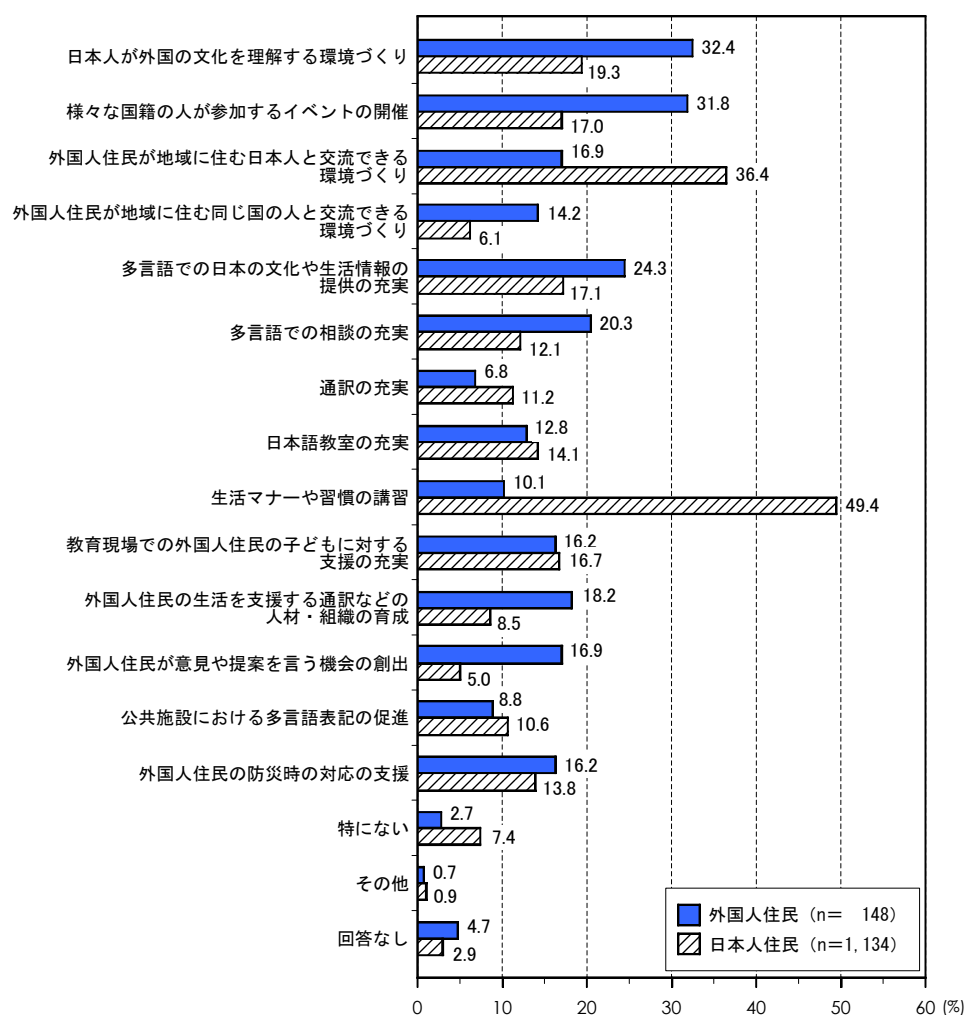


▼外国人住民と地域で生活していく上で必要なこと、実践できること【日本人住民調査】



■多文化共生を進めるために必要なこと

▼多文化共生を進めるために必要なこと【外国人住民調査、日本人住民調査】



2 策定経過

日 程	内 容
2011（平成 23）年 12 月	安城市多文化共生に関するアンケート調査 実施 ○外国人住民 500 票 ○日本人住民 2,000 票
2012（平成 24）年 7 月 22 日	日本語教室生徒対象ヒアリング調査 実施
2012（平成 24）年 8 月 21 日 ～9 月 6 日	安城市多文化共生に関するヒアリング調査 実施 ○町内会 4 か所 ○幼稚園・保育園 2 か所 ○小学校 3 か所 ○中学校 3 か所 ○企業・商工会議所 3 か所
2012（平成 24）年 10 月	市役所における多文化共生に関する取り組み状況調査 実施
2012（平成 24）10 月 29 日 第 1 回策定委員会	○委員長、副委員長選出 ○計画策定の概要説明 ○安城市における外国人を取り巻く現状・課題報告 ○意見交換「私が考える外国人住民に関する現状・課題」
2012（平成 24）年 11 月 7 日 第 1 回プロジェクトチーム会議	○計画策定の概要説明 ○安城市における外国人を取り巻く現状・課題報告 ○意見交換 「市民として、職員として、私が考える外国人住民に関する現状・課題」 ○ミニレクチャー 「安城市として多文化共生にどう取り組むか」 安城市多文化共生プラン策定委員会委員 NPO 法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事 土井佳彦 氏
2012（平成 24）年 12 月 14 日 第 2 回策定委員会	○話題提供 「日本で暮らす外国人住民の現状と多文化共生の取組」 安城市多文化共生プラン策定委員会委員長 愛知淑徳大学文学部教育学科准教授 小島祥美 氏 安城市多文化共生プラン策定委員会委員 NPO 法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事 土井佳彦 氏 ○多文化共生プランで大切にすべき想いについて
2013（平成 25）年 1 月 11 日 第 2 回プロジェクトチーム会議	○各課における多文化共生に対する取り組み課題と施策目標 ○多文化共生に関する他市の取り組み紹介 ○多文化共生プランの理念・基本目標の検討 ○多文化共生プランの課題・施策目標の検討
2013（平成 25）年 2 月 15 日 第 3 回プロジェクトチーム会議	○多文化共生に取り組む必要性・方向性の検討 ○多文化共生プランの将来像を考える

安城市多文化共生プラン

日 程	内 容
2013（平成 25）年 3 月 8 日 第 4 回プロジェクトチーム会議	○多文化共生プランの理念・基本目標 ○多文化共生プランの施策・取組 ○具体的な取組を考える
2013（平成 25）年 3 月 21 日 第 3 回策定委員会	○多文化共生プランの将来像・基本目標を考える ○各取組をより良くするアイデアや市民・地域・企業ができることの意見交換
2013（平成 25）年 5 月 17 日 第 5 回プロジェクトチーム会議	○多文化共生プランの将来像・基本目標等の確認・検討 ○多文化共生プランの施策や主な事業・取組の確認・検討
2013（平成 25）年 5 月 25 日	多文化交流会～ブラジル編～
2013（平成 25）年 6 月 3 日 第 4 回策定委員会	○将来像・骨子案に対する意見交換 ○利用しやすい市役所にするためのアイデア出し
2013（平成 25）年 6 月 25 日 第 6 回プロジェクトチーム会議	○安城市多文化共生プラン（素案）の検討
2013（平成 25）年 7 月 4 日 第 7 回プロジェクトチーム会議	○安城市多文化共生プラン（素案）の検討
2013（平成 25）年 7 月 29 日 第 5 回策定委員会	○安城市多文化共生プラン（素案）の検討
2013（平成 25）年 10 月 20 日	多文化交流会～料理持ち寄りパーティ編～
2013（平成 25）年 10 月 25 日 第 8 回プロジェクトチーム会議	○安城市多文化共生プラン（案）の検討
2013（平成 25）年 10 月 30 日 第 6 回策定委員会	○安城市多文化共生プラン（案）の検討

3 策定委員会等

(1) 安城市策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、安城市多文化共生プラン策定支援事業の実施において、広く市民の意見及び考え方を反映するために設置する（仮称）安城市多文化共生プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項に関し、必要な協議を行うものとする。

- (1) 多文化共生プランの策定に関すること。
- (2) その他多文化共生の推進に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内で組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人を雇用する企業の関係者
- (3) 小中学校校長会を代表する者
- (4) 町内会長連絡協議会を代表する者
- (5) 外国人支援団体の関係者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。

- 2 前項の規定により委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

安城市多文化共生プラン

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 策定委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
委員長	小 島 祥 美	愛知淑徳大学文学部教育学科 准教授	学識経験者
副委員長	鳥 居 保	安城市町内会長連絡協議会 副会長	町内会関係者
委 員	会 津 萌	市民代表	市民公募
委 員	伊 藤 雅 仁	安城警察署警備課 係長	警察関係者
委 員	井 野 時 弘 (H24) 野 村 俊 之 (H25)	衣浦東部広域連合安城消防署 副署長	消防関係者
委 員	神 谷 和 也	安城市国際交流協会 会長	国際交流協会
委 員	木 村 登志枝	市民代表	市民公募
委 員	榑 原 守	株式会社サカキバラコーポレーション 代表取締役	商工会議所
委 員	杉 喜久代	安城中部小学校 校長	小中学校校長会
委 員	土 井 佳 彦	NPO法人多文化共生リソースセンター 東海 代表理事	学識経験者
委 員	松 本 修 治	株式会社ヒサダ 総務・安全環境課 課長	外国人雇用 企業
委 員	松實エミリア ミドリ	市民代表	市民公募
委 員	横 山 辰 夫	特定非営利活動法人NPO愛知ネット 理事	外国人支援 団体

(3) プロジェクトチーム会議

役割：策定委員会から提出された意見を踏まえながら、基本理念なども含めた計画書全体の案や、具体的な施策について議論し、案の作成、検討を行う。

構成：市関係課の係長、主査、主事など17人（事務局除く）

開催：8回

安城市多文化共生プラン

2014（平成 26）年 3 月 発行

発 行：安城市市民生活部市民協働課

住 所：〒446-8501 愛知県安城市桜町 18 番 23 号

電話番号：0566-71-2218（直通） F A X 番号：0566-76-1112

E - m a i l：kyodo@city.anjo.lg.jp